しあわせのやまびこプラン2

第２次東根市地域福祉計画

（令和３年度～令和７年度）

令和３年３月

東　根　市

東根市長

土　田　正　剛

『支え合いの声が行き交い、みんなで築く地域福祉のまち』を目指して

東根市は、これまでのまちづくりが功を奏し、県内で最も勢いのあるまちと評され、また、住みよさが全国でも上位にランキングされるまでに成長しました。まちの都市化や高度情報化の進展は、私たちに豊かで利便性の高い生活をもたらしました。その一方で、核家族化や就労形態の多様化が進み、個人重視のライフスタイルへと変化したことによって、住民同士が疎遠になり、地縁的なつながりは薄れてきました。

そして、私たちは東日本大震災を経験し、また、近年は、比較的災害が少なかった本市でも、水害や雪害など自然災害が頻発し、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大など、これまでの歴史で経験したことのない非常に不安定な時代を、不安を抱えながら生きています。

私たちが住み慣れた地域で将来に渡って、安全安心に暮らしていくためには、お互いに守り、守られているという安心感を実感できる地域社会でなければなりません。社会全体で互いに見守り、支えあうことは、本来、地域が持っていた機能であり、この力強い福祉力が地域福祉の原点です。本市は、みんなが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、平成21年度に社会福祉法に基づく「しあわせのやまびこプラン（東根市地域福祉計画）」を策定し、「思いやりの言葉がやまびこのように行き交うまち」を目標に、地域住民や各種団体などと連携し、地域福祉推進体制づくりに取り組んできました。

この度、「しあわせのやまびこプラン」の方針を受け継ぎ、これをさらに一歩前に推し進めるため、『支え合いの声が行き交い、みんなで築く地域福祉のまち』を基本理念に掲げ、「しあわせのやまびこプラン２（第２次 東根市地域福祉計画）」を策定しました。本計画を指針として、社会情勢の変化を適切に捉え、地域住民や各種団体などと連携し、「地域共生社会」の更なる発展を目指してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、アンケートやヒアリング調査にご協力をいただきました多くの市民の皆様と、東根市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様に、心よりお礼申し上げます。

目　　次

第１章　計画策定にあたって …… 1

１　計画策定の趣旨 …… 1

⑴　計画策定の背景

⑵　計画策定の目的

２　計画の位置づけと体系 …… 3

⑴　山形県地域福祉計画や市の個別計画との関係について

⑵　地域福祉活動計画との関係について

３　計画の期間 …… 5

４　地域福祉圏域について …… 5

５　計画策定方法 …… 6

⑴　策定体制について

⑵　地域活動の状況調査について

⑶　アンケート調査について

⑷　パブリックコメントの実施について

第２章　地域の福祉を取り巻く現状 …… 7

１　本市の状況 …… 7

⑴　各種統計指標

⑵　地域の福祉活動

２　アンケート調査の分析 …… 15

⑴　調査概要

⑵　調査結果

３　前計画の取り組みの成果 …… 31

第３章　地域福祉推進の方向と展開 …… 40

１　基本理念 …… 40

２　基本目標 …… 41

第４章　施策の展開 …… 44
1　基本目標Ⅰ　福祉サービス提供体制の強化 …… 44
(1)　福祉サービスの充実と質の向上
(2)　わかりやすく伝わりやすい福祉情報の提供
(3)　利用しやすい相談支援体制の整備
(4)　利用者の立場に立った制度の推進
2　基本目標Ⅱ　地域福祉を支える人づくり …… 48
(1)　社会福祉協議会と地域コミュニティの連携強化
(2)　多様な主体が行う福祉活動の促進
(3)　担い手の育成や人材の発掘
3　基本目標Ⅲ　身近に支え合うしくみづくり …… 51
(1)　身近な交流の場や活動の場づくり
(2)　お互いの顔が見える関係づくり
(3)　地域で支え見守るしくみの促進
4　基本目標Ⅳ　安全安心に暮らせる地域づくり …… 56
(1)　災害に備えた支援体制の強化
(2)　地域と連携した防犯対策の推進
(3)　誰もが住みよい地域づくり

第５章　計画の推進に向けて …… 59
1　住民、関係機関、市の役割 …… 59
(1)　住民の役割
(2)　福祉事業者・企業の役割
(3)　市の役割
2　社会福祉協議会との連携 …… 60
3　計画の進行管理と評価 …… 60

第６章　資料編 …… 61
1　東根市地域福祉計画策定委員会設置要綱 …… 61
2　東根市地域福祉計画策定委員会名簿 …… 62
3　活動事例 …… 63

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

⑴　計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進行、さらには暮らしにおける人と人との結びつきの弱まりや人間関係の希薄化などを背景として、住民生活に関する課題は複雑化・多様化し、公的サービスの提供だけで解決することは困難になってきています。特に災害時の生活支援や日常の安否確認、ひきこもりや自殺対策、生活困窮者への支援などについては、こうした指摘が多く聞かれます。

また、インターネットや携帯端末の普及、情報技術の高度化に伴う情報化社会が進展する一方で、個々人のプライバシーを尊重する生活志向が高まり、地域で支え合う機能が失われつつあります。

こうしたことから、行政、地域住民、地域の様々な団体・組織が適切な役割分担のもとに連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があり、お互いに支え合いながら共に生きることができる社会のあり方は「地域共生社会」と呼ばれ、近年の地域福祉のあり方を示すキーワードとなっています。地域において、住民が力を発揮し、一方的にサービスの「受け手」となるのではなく、自ら力を発揮し、得意分野を活かして地域活動の「担い手」として、お互いに共生するための関わり方が重要となってきました。

また、平成27（2015）年の国連総会で、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs)」が採択されました。SDGs には17のゴールがあり、地域福祉計画で主に取り組むべきものもあります。行政、地域住民、地域の様々な団体・組織それぞれが SDGs の視点を持って、地域福祉を推進していかなければなりません。

本市では、平成21（2009）年度に「しあわせのやまびこプラン（東根市地域福祉計画)」を策定し「思いやりの言葉がやまびこのように行き交うまち」を目標に掲げ、住民や団体などと連携して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための地域福祉推進体制づくりに取り組んできました。

この度、社会情勢の変化やこれまでの地域福祉の取り組み状況、成果と課題を踏まえ、行政、地域住民、各種団体などとの協働により本市の地域福祉をさらに推進するため、「しあわせのやまびこプラン２（第２次　東根市地域福祉計画)」を策定します。

⑵ 計画策定の目的

地域福祉を取り巻く環境の変化に伴い、平成30（2018）年４月に地域福祉を推進する際の根拠法である社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられました。関連する計画との調和を図り、制度の縦割りではない包括的な支援を推進していく必要があります。

そのため、今回の地域福祉計画は、変容する地域の実態を踏まえながら、自助、共助、公助のルールを基礎として相互に連携し補完し合うことを重要な視点とします。地域住民、行政、各種団体、関係機関など、地域福祉の推進を共通目的に持つ主体が、それぞれの特性を活かした役割を果たしながら協力し合うことで、地域の福祉力を高めることが可能になります。人材や団体の育成、住民と行政の役割分担のあり方、地域が担う福祉活動と、公的な福祉制度の連携のしくみづくりについて、これから進むべき指針を定め、地域共生社会の実現を図ります。

併せて、住民一人ひとりが福祉への関心を深め、支え合い、助け合う心を育み、地域を支えるためのしくみづくりが必要であり、例えば大規模な災害が発生したときなど、近隣の住民同士が助け合う態勢をつくるための役割も担います。

隣近所が互いに関心を持ち、他人事を「我が事」に変えていく働きかけや、複合課題を「丸ごと」受け止める相談支援体制の構築を行い、地域福祉がこれまで以上に推進されることを目指します。

【地域福祉における自助・共助・公助の関係】

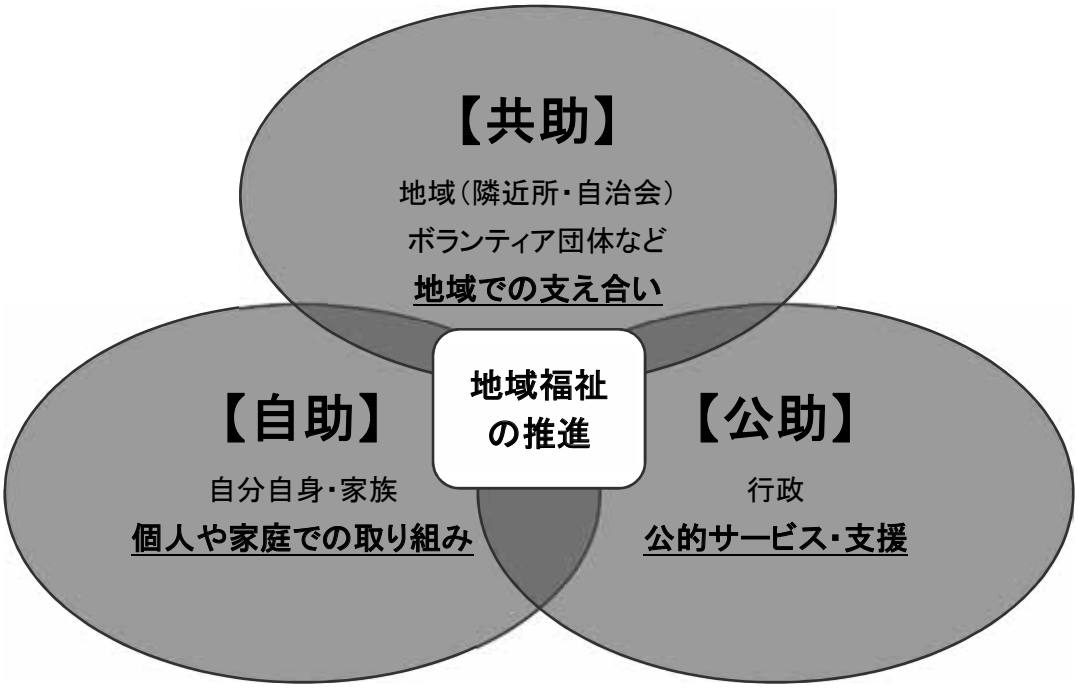

２　計画の位置づけと体系

⑴　山形県地域福祉計画や市の個別計画との関係について

地域福祉計画は、東根市総合計画のもとで、福祉分野における基本計画としての性格を持つものであり、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられています。その内容は、地域生活課題を明らかにするとともに、その課題の解決のために必要となる施策の内容や体制などについて、計画的に整備していくこととされています。

本計画は、平成31（2019）年３月に策定された山形県地域福祉計画や本市の総合計画及び保健福祉の個別計画などとの連携・整合を図り、地域福祉の推進に必要な事項を定めます。

また、平成28（2016）年５月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが求められています。そのため、地域共生社会の実現に向けた取り組みと関連する成年後見制度をはじめとする権利擁護推進のために必要な事項を本計画で一体的に定めます。

⑵　地域福祉活動計画との関係について

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会を中心とした民間による自主的、自発的な行動のための計画であり、地域福祉の理念を共有化し、地域住民の立場から地域福祉計画を推進する意味で、地域福祉計画と対をなす計画です。

東根市社会福祉協議会において地域福祉活動計画を策定し、「誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けた活動に取り組んでいます。

【地域福祉計画と関係する各種計画の関連】

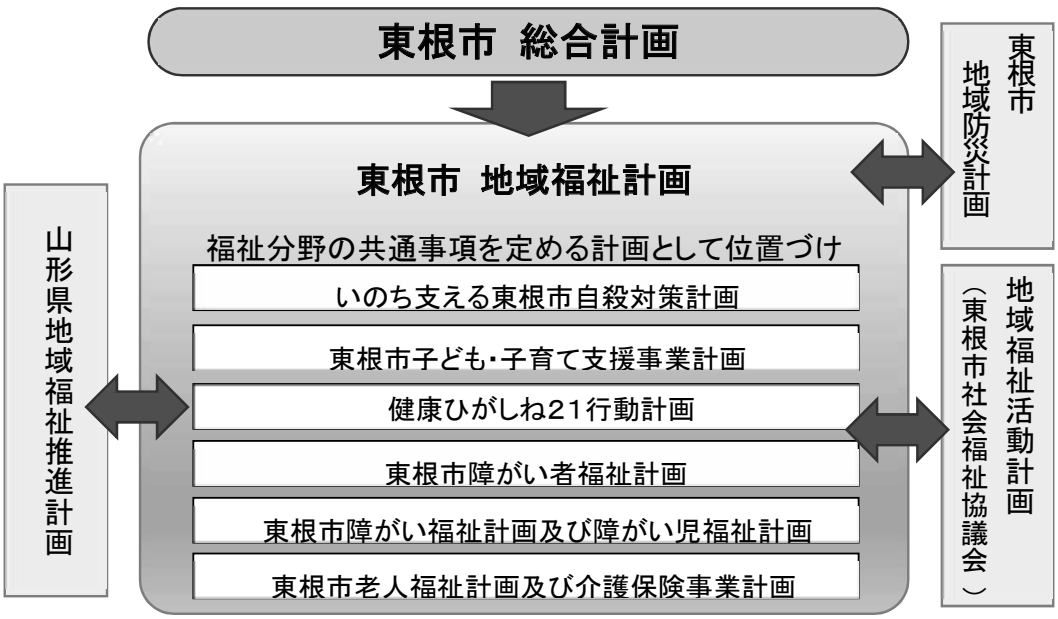

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

⑴　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

⑵　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

⑶　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

⑷　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

⑸　前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更正保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更正保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

⑴　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

⑵　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

⑶　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

⑷　前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

３　計画の期間

計画期間は令和３年度から令和７年度までの５年間とし、必要に応じて見直しを行います。

４　地域福祉圏域について

地域の活動は、自治会などを中心とした近隣区域での最も身近な活動から、市全域にわたるものまで様々です。地域にある生活課題に応じて、圏域ごとの取り組み、また、各圏域の連携による取り組みによって解決を図っていきます。また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて柔軟に対応していきます。

【地域福祉圏域】

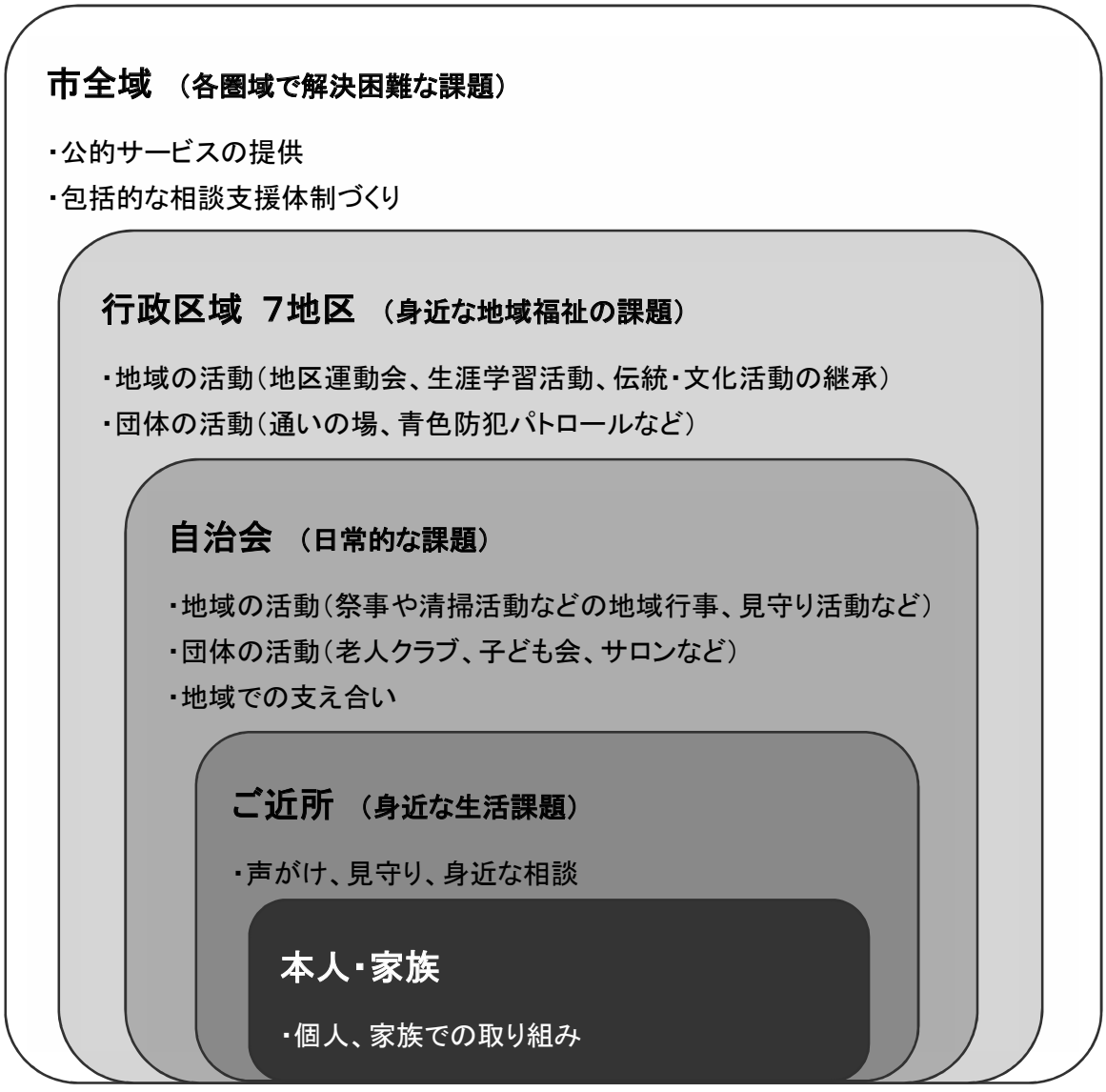

５　計画策定方法

⑴　策定体制について

福祉をめぐる課題は、関連する分野が多岐にわたることから、地域においてこれらに関わる多くの人の意見を集約するために、地域福祉に識見を有する人のほか、行政区の代表者、保健・医療・介護、教育の関係者、民生委員・児童委員、ＮＰＯやボランティア活動の実践者などで構成する「東根市地域福祉計画策定委員会」を設け、幅広い議論を重ねました。

併せて、市役所内部では、関連する事務を所掌する課長職を構成員とする「地域福祉計画検討委員会」や同課長補佐職による「地域福祉計画作業部会」を設けて、関連する分野との連携や既存計画との整合性を図りました。

⑵　地域活動の状況調査について

地域で積極的に福祉活動を行う団体の活動状況を調査しました。

住民同士の協調を進めていくための工夫や課題、支え合いの実例などの事例を集約しました。

⑶　アンケート調査について

住民同士の関わり合いや地域福祉活動に関する住民の意識を把握するための方法として、住民1,000人を対象にアンケートを実施しました。

⑷　パブリックコメントの実施について

計画策定の過程において、広く住民に計画書の素案を示し意見を募集する「パブリックコメント」を次の内容で実施しました。

実施期間……令和３年２月19日から３月５日まで

実施方法……庁舎１階情報公開コーナー及び市ＨＰに計画（案）を掲示

提出方法……持参、郵送、電子メール

回答状況……０件

第２章　地域の福祉を取り巻く現状

１　本市の状況

⑴　各種統計指標

①　人口の推移

東根市の人口は、昭和52年の国勢調査から年々増加してきましたが、将来予測では令和22年には46,600人となり、令和２年と比較して約1,100人、2.4％の減少と見込んでいます。

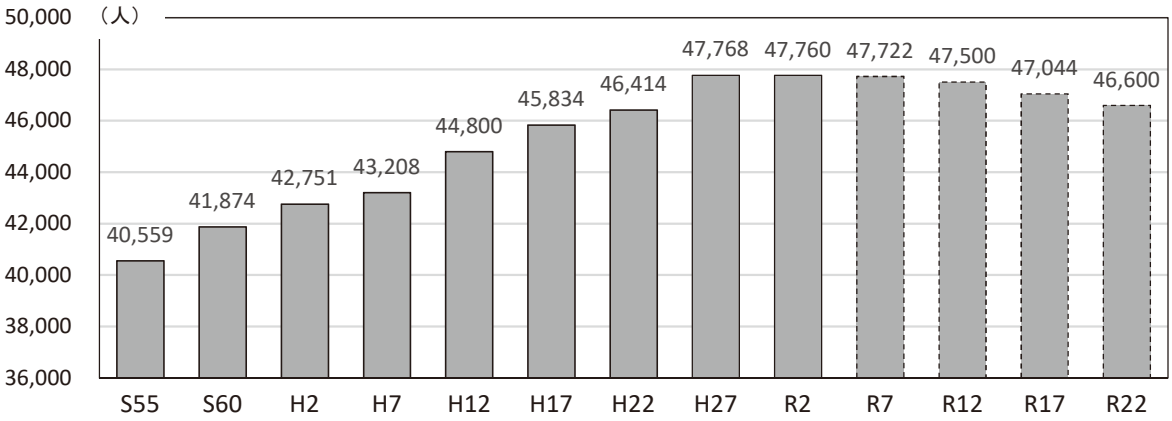

資料：Ｓ55年～Ｈ27年…国勢調査、Ｒ２年…９月30日現在の住民基本台帳人口
Ｒ７年～Ｒ22年…第５次東根市総合計画

②　年齢区分別人口割合の推移

年少人口及び生産年齢人口は、同程度を維持していますが、今後は、総人口の推移と合わせて減少局面に入ると予想されます。また、老年人口は、大きく増加しており、高齢化はさらに進行していくと考えられます。

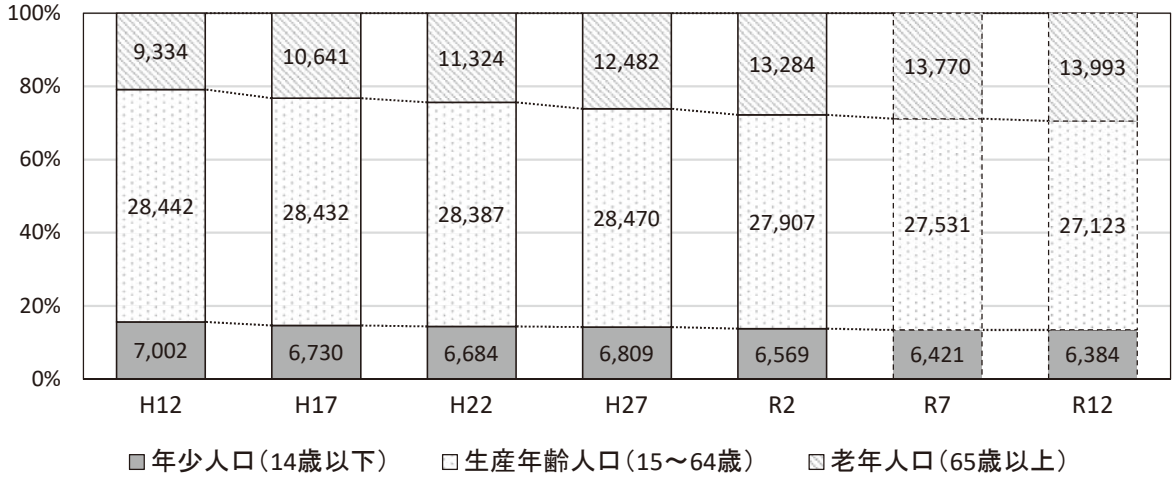

資料：Ｈ12年～Ｈ27年…国勢調査、Ｒ２年…地区別年齢別人口集計表（９月30日現在）
Ｒ７年～…第５次東根市総合計画

③　地区別人口の状況（地区別年齢人口割合）

東根・神町の中部地区には人口が集中し、生産年齢人口や年少人口の割合が高くなっています。しかし、東郷・高崎の東部地区、大富・小田島・長瀞の西部地区は老年人口の割合が高くなっており、移動の利便性向上を図る交通手段や日常生活上の支援体制の充実・強化が必要となります。

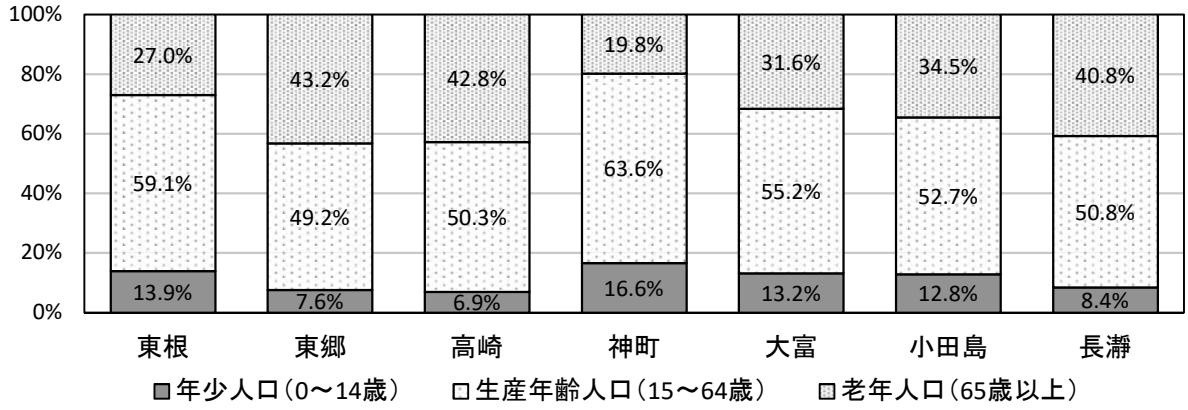

地　　区	東　根	東　郷	高　崎	神　町	大　富	小田島	長　瀞	市全体
地区人口（人）	**18,984**	**2,728**	**1,414**	**14,540**	**4,446**	**3,441**	**2,207**	**47,760**
老年人口	5,131	1,178	605	2,876	1,407	1,187	900	13,284
生産年齢人口	11,213	1,343	711	9,251	2,453	1,814	1,122	27,907
年少人口	2,640	207	98	2,413	586	440	185	6,569

資料：令和２年９月30日現在の地区別年齢別人口集計表

④　世帯数と一世帯当たりの人口

令和２年の世帯数は16,470世帯、一世帯あたり人員は2.9人です。世帯数は年々増加しているものの、一世帯あたりの人員は減少する傾向にあり、世帯構成の少人数化がうかがえます。

平成２年と令和２年の一世帯の人員を比較すると1.2人減少しており、世帯規模の縮小が顕著です。

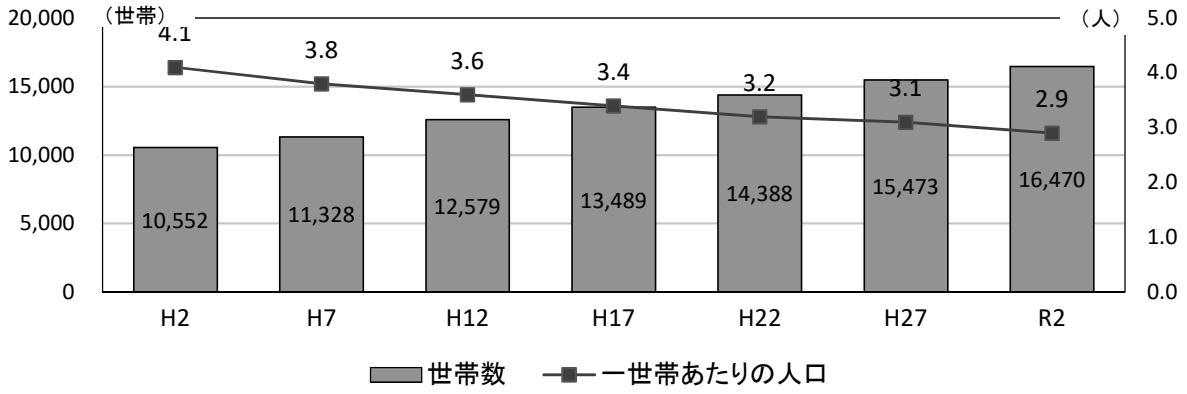

資料：Ｈ２年～H27年…国勢調査、Ｒ２年 ･･･ 第５次東根市総合計画

⑤　出生数・合計特殊出生率

令和元年度の出生数は385人で、近年はやや減少傾向といえます。

また、一人の女性が一生に産む平均の子どもの数を示す合計特殊出生率では、令和元年で1.56人と、全国平均、県平均を上回っています。

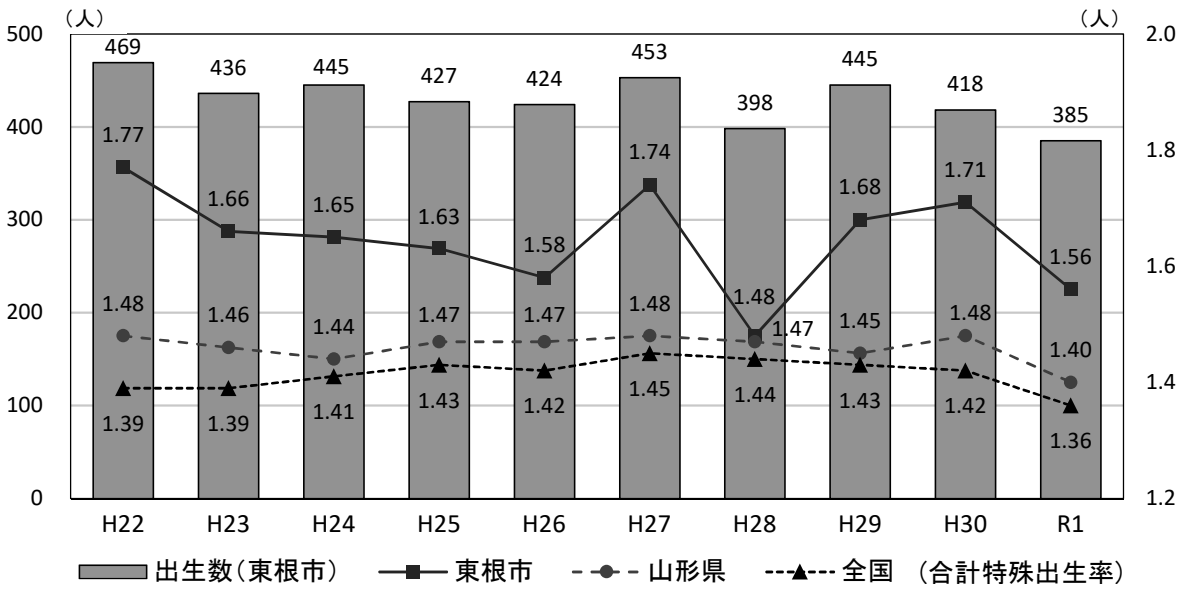

資料：出生数 ･･･ 市民課の概要（各年度）、合計特殊出生率 ･･･ 子育て健康課の概要（各年度）

⑥　児童人口の状況

平成29年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和２年度は緩やかに減少に転じています。特に、６歳未満の減少が顕著に表れています。

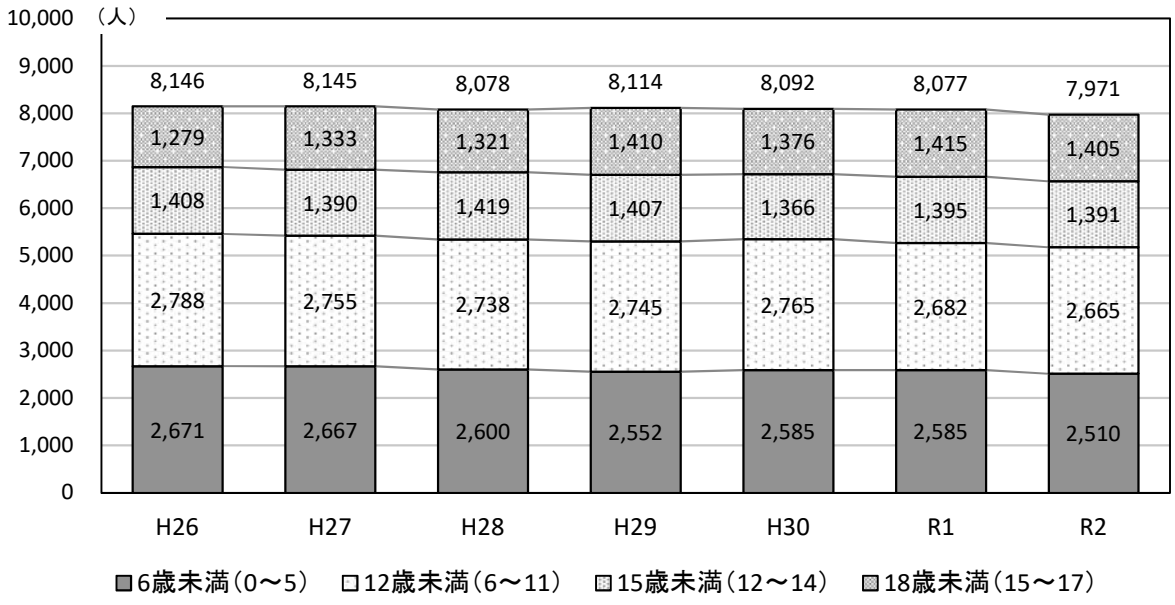

資料：各年度３月31日現在の地区別年齢別人口集計表

⑦ 高齢者世帯数

令和２年の高齢者世帯数は、平成26年と比較すると約1.4倍に増加しています。単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯共に増加傾向にあります。これまで以上に高齢者見守りネットワークや地域による見守り活動、高齢者サロンなどの「通いの場」の充実が求められます。

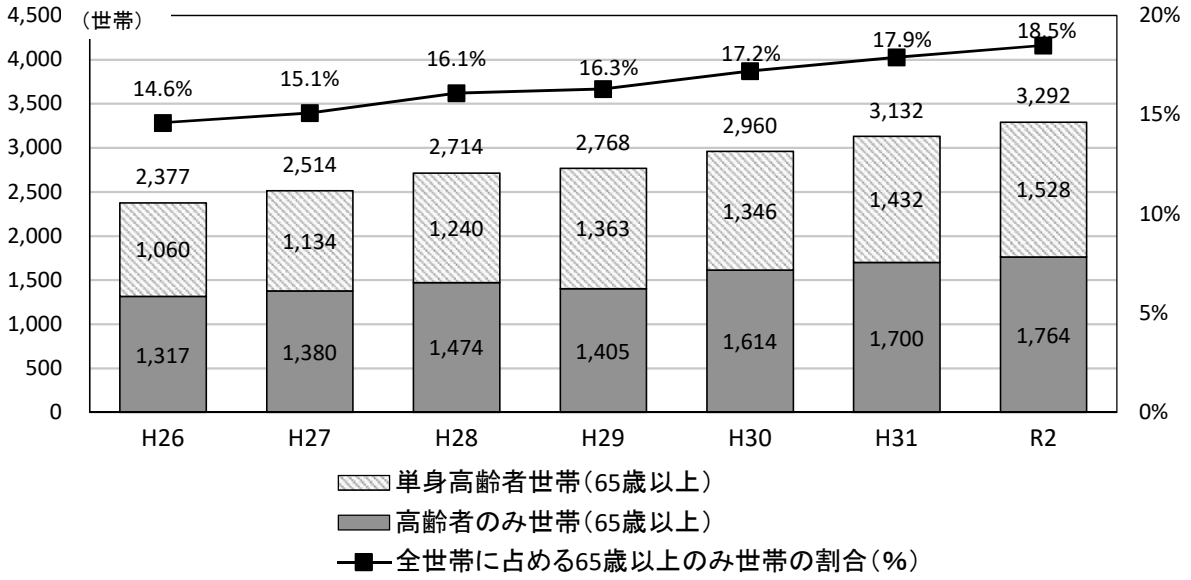

資料：福祉の概要、市民課の概要（各年４月１日現在）

⑧ 要介護（要支援）認定者

要介護（要支援）の認定者数は、平成30年度2,121人でしたが、令和５年度では2,231人と推計されます。高齢化社会の進行に伴い、今後も微増で推移すると見込んでいます。

利用者の立場に立った、福祉サービスなどのわかりやすい情報提供や、認知症などで判断能力の不十分な人への日常生活支援事業や成年後見制度の周知、啓発に努めます。

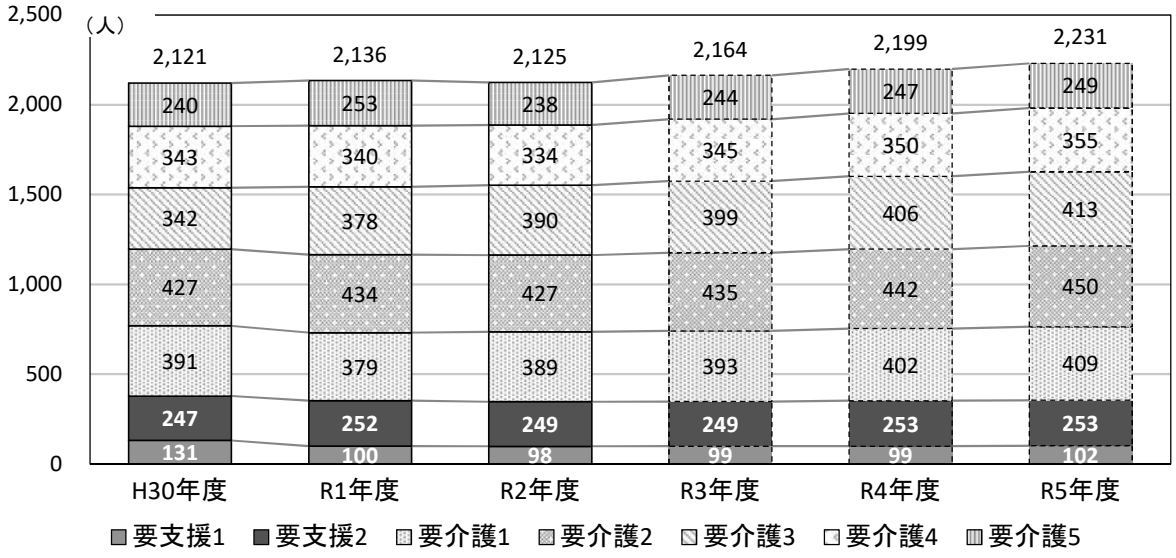

資料：第８期介護保険事業計画

⑨　児童扶養手当受給者

ひとり親として18歳未満の児童（障がい児は20歳未満）を扶養している者などに支払われる児童扶養手当の受給者は、近年は横ばいで推移しています。

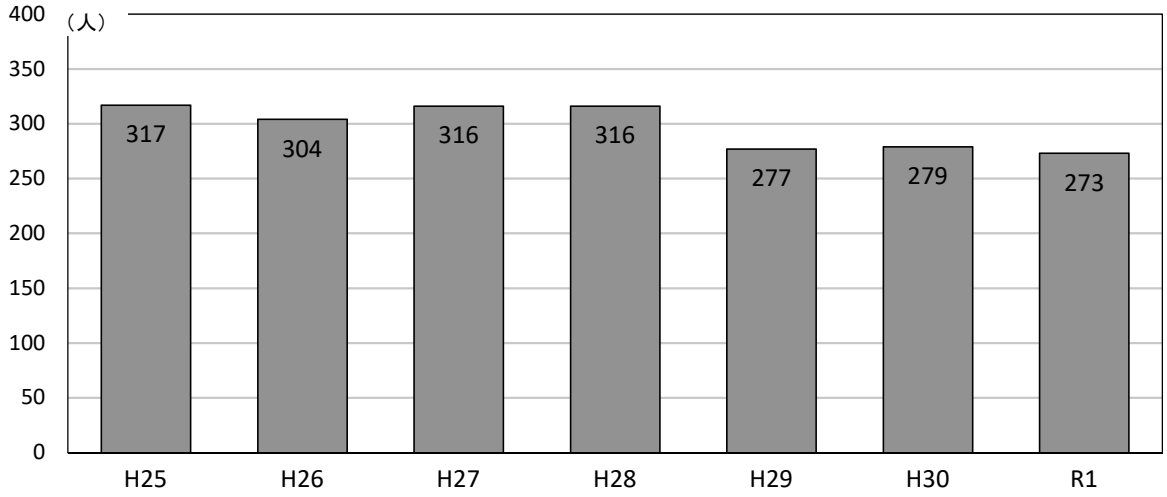

資料：福祉の概要（各年度３月31日現在）

⑩　障がい者（手帳所持者）数

障がい者は、障害者手帳を所持することによって、その障がいを克服し、社会的に更生するのを助け、安定した日常生活を過ごすことができるように、様々な福祉サービスを受けることができます。手帳の所持者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

障がいの重度化・高齢化を見据え、さらなるサービス体制の整備が求められています。

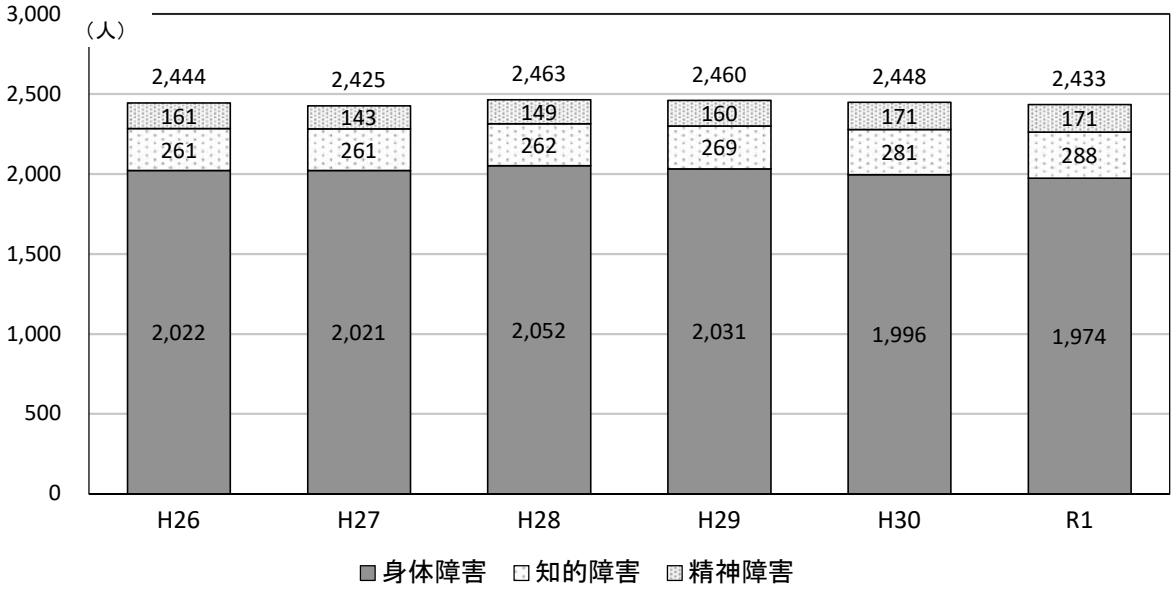

資料：福祉の概要（各年度３月31日現在）

⑪ 生活保護法による被保護人員

本市の保護率は、県全体から見ると低い保護率ですが、横ばいで推移しています。令和元年度の保護人数の減少は、市外への転出や死亡が多かったことを理由とするものです。

生活保護に至る前の段階で困りごとに関わる相談に応じ、仕事や住まいなどを支援する生活困窮者自立支援制度が重要となります。

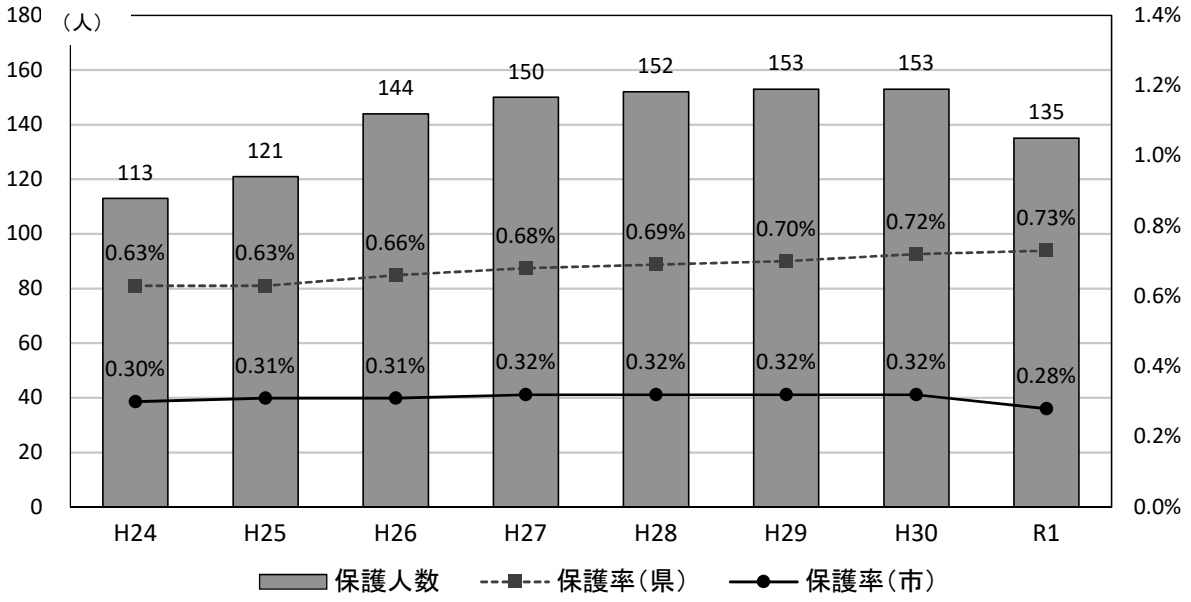

資料：福祉の概要（各年度３月分報告例による）

⑵ 地域の福祉活動

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めており、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動しています。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行います。

区　分	北部	中部	東　部		南部	西　部			合計
	東　根		東　郷	高　崎	神　町	大　富	小田島	長　瀞	
民生委員・児童委員数	18	16	8	5	19	7	6	5	84
主　任児童委員数	2	2	1	1	2	1	1	1	11

資料：福祉の概要　（令和２年４月１日現在）

②　福祉推進員

福祉推進員は、社会福祉協議会の支援を受けながら、民生委員・児童委員と共に、身近な地域で支援を必要とする人への声かけや見守りなどの福祉活動を行っています。令和２年４月現在、144地区に139名の福祉推進員が設置されています。

③　学童保育所

学童保育所（放課後児童クラブ）は、保護者が仕事などで昼間家庭にいない、主に小学校低学年（１～３年生）の児童に、遊びや生活の場を通じて、健全育成を図ろうとするもので、令和２年４月現在、市内９カ所に設けられています。

④　サロン活動

社会福祉協議会は、高齢者の居場所づくり、生きがいづくりを目指して各地区で地域の特性を活かした「ふれあいいきいきサロン運営事業」を実施しています。令和２年４月現在48の団体が地域公民館などを会場に活動しています。

また、子育て支援センターでは子どもの月齢に合わせた５つのサロンを開催しています。多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら悩みを語り合い、それぞれの年齢に合わせた遊びを通して親子のふれあい活動を行っています。

地　区	東　根	東　郷	高　崎	神　町	大　富	小田島	長　瀞	計
いきいきサロン	13	3	4	6	6	11	5	48

令和２年４月１日現在

	名　称	場　所	対　象
子育てサロン	子育てサロン（社協）	小田島ふれあい交流館	０歳～未就学児
	すくすくサロン	タントクルセンター	妊婦～４ヵ月児
	わくわくサロン	タントクルセンター	５～８ヵ月児
	ぐんぐんサロン	タントクルセンター	９ヵ月児～１歳
	どようびサロン	タントクルセンター	０～２歳児
	おひさまサロン	神町公民館、小田島公民館	０歳～未就学児

令和２年４月１日現在

⑤　地域活動団体の状況（ＮＰＯ法人、ボランティア団体）

◆ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）

平成10年に特定非営利活動促進法が施行されて、ボランティア団体が法人格を取得できるようになりました。本市には、令和２年４月現在、９つの団体が組織されており、子育てやまちづくりなど多方面にわたり活躍しています。

◆ボランティア団体

現在、市内には41のボランティア団体が登録しており、施設訪問や美化活動など、参加する人の趣味や特技などを生かしながら様々な活動を行っています。その活動が、地域の福祉の再生に有効に作用し、専門性が活かされるような組織体制の整備が求められます。

ボランティア団体間の情報の共有やネットワーク化の推進により、ボランティア活動の幅が広がることが期待されます。また、ボランティア団体間の連携などにより、さらなる支援の輪が広がることで「支える側」「支えられる側」に区分されない活動の展開が望まれます。

区　　分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個　人		9	7	11	26
団　体	団　体　数	39	38	39	41
	登 録 者 数	1,686	1,686	1,914	1,893

各年度３月末現在

２　アンケート調査の分析

⑴　調査概要

計画の策定にあたっては、地域における住民活動の実態や生活課題を把握することが大切です。そこで、住民の声をお聞きするために、住民基本台帳から年齢や男女、居住地区を考慮し、無作為抽出により、次のとおりアンケート調査を実施しました。

１　調査対象者　　20歳以上の住民1,000人
２　調 査 期 間　　令和元年12月
３　回 答 者 数　　473人（回答率47.3％）

⑵　調査結果

※複数回答の項目については、回答比率の合計が100％を超える場合があります。
※一部、前計画時のアンケート調査（以下「H20調査」という。）と比較を行っています。

問１－１　性別

性　別	回答数	割　合
男　　性	210	44.4%
女　　性	261	55.2%
無 回 答	2	0.4%

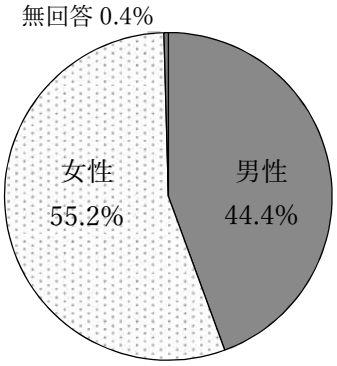

問１－２　年齢

年齢区分	回答数	割　合
20　　代	37	7.8%
30　　代	49	10.4%
40　　代	51	10.8%
50　　代	62	13.1%
60　　代	93	19.7%
70　　代	96	20.3%
80代以上	83	17.5%
無 回 答	2	0.4%

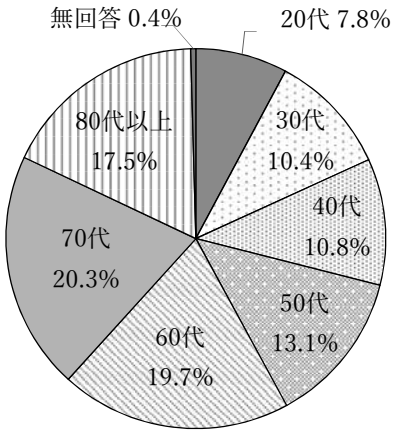

問１－３　居住している地区

地　区	回答数	割　合
東　根	201	42.5%
東　郷	24	5.1%
高　崎	17	3.6%
神　町	138	29.2%
大　富	39	8.2%
小田島	27	5.7%
長　瀞	25	5.3%
無回答	2	0.4%

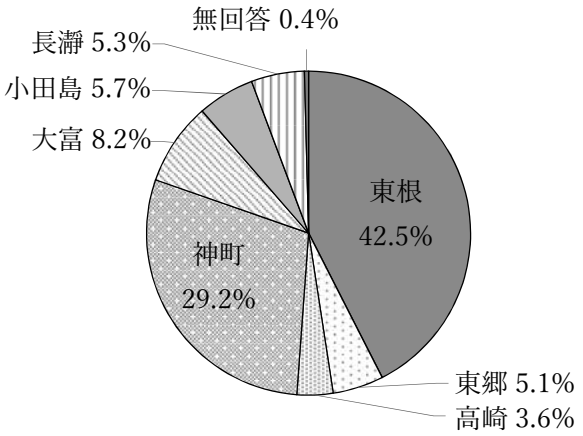

回答数の地区ごとの割合は、市全体の各地区人口割合と相似しています。
住民活動の実態や生活課題を把握するための、地域バランスが確保されています。

問１－４　東根市に居住している期間

年数区分	回答数	割　合
５年未満	29	6.1%
５～10年	26	5.5%
11～20年	61	12.9%
21年以上	351	74.2%
無 回 答	6	1.3%

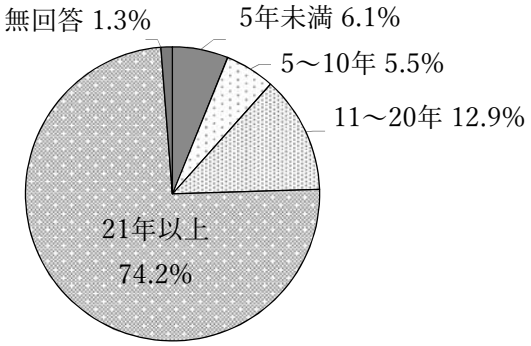

11年以上住み続けている人の割合は、87.1%であり、お住まいの地域において様々な関わりを持ちながら暮らしていることから、住民活動の実態や生活課題を把握するためには適切であると捉えています。

問１－５　家族構成

家族構成	割　合	H20調査	増　減
一人暮らし	7.4%	2.2%	+5.2
夫婦のみ	21.8%	17.4%	+4.4
夫婦と子ども	30.4%	25.9%	+4.5
三世代以上	24.7%	37.4%	−12.7
ひとり親	3.6%	4.8%	−1.2
その他	10.4%	9.7%	+0.7
無　回　答	1.7%	2.6%	−0.9

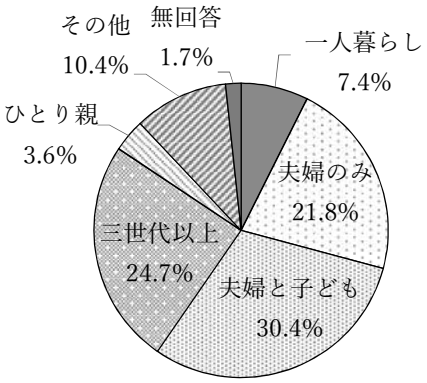

H20調査と比較すると、「一人暮らし」「夫婦のみ」「夫婦と子ども」世帯の割合が増加している一方、「三世代以上」の世帯が減少しており、核家族化の進展が読み取れます。

問１－６　同居している家族

同居家族	割　合
乳児（１歳未満）	3.4%
小学校入学前の幼児	11.8%
小学生	11.8%
中学生・高校生	15.6%

同居家族	割　合
65歳以上の人	47.6%
介護を必要とする人	11.8%
障がいのある人	8.5%
いずれもいない	18.9%

問２　どの程度隣近所の人との付き合いがありますか

付き合いの程度	割　合	H20調査	増　減
お茶飲みや手助けなど、ひんぱんな付き合い	13.1%	15.7%	−2.6
外で会うと世間話など、立ち話をする	34.2%	37.5%	−3.3
あいさつをしあう	31.5%	37.7%	−6.2
隣近所の顔はわかるが、話をしたことがない	8.0%	2.8%	+5.2
隣近所の顔もわからず、ほとんど付き合いがない	3.8%	3.2%	+0.6
その他	1.3%	1.0%	+0.3
無回答	8.1%	2.1%	+6.0

H20調査と比較すると、「ひんぱんな付き合い」「立ち話をする」「あいさつをしあう」の割合が減少しています。また、「話をしたことがない」「ほとんど付き合いがない」が増加していることから、近所付き合いの希薄化がより加速していることが読み取れます。

問２【地区別】どの程度隣近所の人との付き合いがありますか

地　区	ひんぱんな付き合い	立ち話をする	あいさつをしあう	顔はわかる	付き合いがない	その他
東　根	10.6%	32.4%	39.9%	9.0%	5.3%	2.8%
東　郷	34.8%	21.7%	17.4%	26.1%	0％	0％
高　崎	7.1%	64.3%	28.6%	0％	0％	0％
神　町	6.1%	42.6%	35.7%	9.6%	6.0%	0％
大　富	14.7%	44.1%	38.2%	3.0%	0％	0％
小田島	12.0%	48.0%	24.0%	12.0%	0％	4.0%
長　瀞	29.2%	45.8%	25.0%	0％	0％	0％

市の中心部である東根地区や神町地区ほど「ひんぱんな付き合い」「立ち話をする」が少なく、「付き合いがない」の割合が多くなっています。

問２【男女別】どの程度隣近所の人との付き合いがありますか

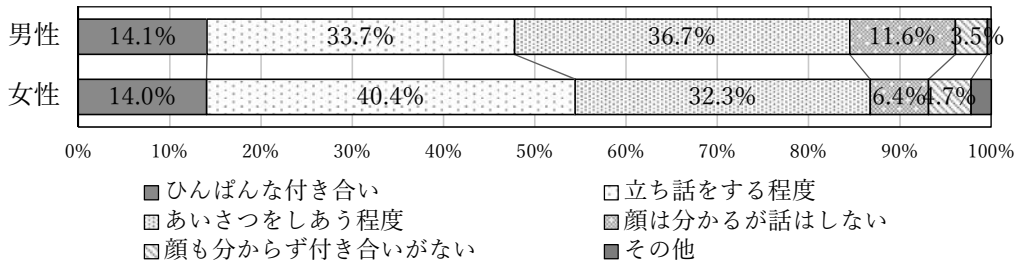

男女共に「付き合いがない」の割合は同じ程度ですが、男性は「あいさつ程度」「顔はわかるが話はしない」の割合が女性より多く、女性は「立ち話し程度」の付き合いが多くなっていますが、家庭以外の最も身近な暮らしの場で、性別による固定的な役割分担意識（「男だから、女だから」などの役割意識）に基づくコミュニケーションの格差は少ないことがわかります。

問３　近所付き合いされていない理由は（問２で「顔はわかる」「付き合いがない」の回答者が対象）

近所付き合いがない理由	割　合
仕事などで家を空けることが多く、知り合う機会がない	33.7%
普段留守の家が多く、近所付き合いのほとんどない地域である	15.7%
近所付き合いは、わずらわしいので避けている	13.3%
近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまう	10.8%
近所付き合いを必要だと考えていない	8.4%
年齢や家族構成に共通点がない	7.2%
近所付き合いはしたいが、仲間にいれてもらえない	1.2%
その他	9.7%

問４　近所付き合いのなかで「手助けしたい」こと
問５　日常生活が不自由になったときに地域の人から「手助けしてほしい」こと

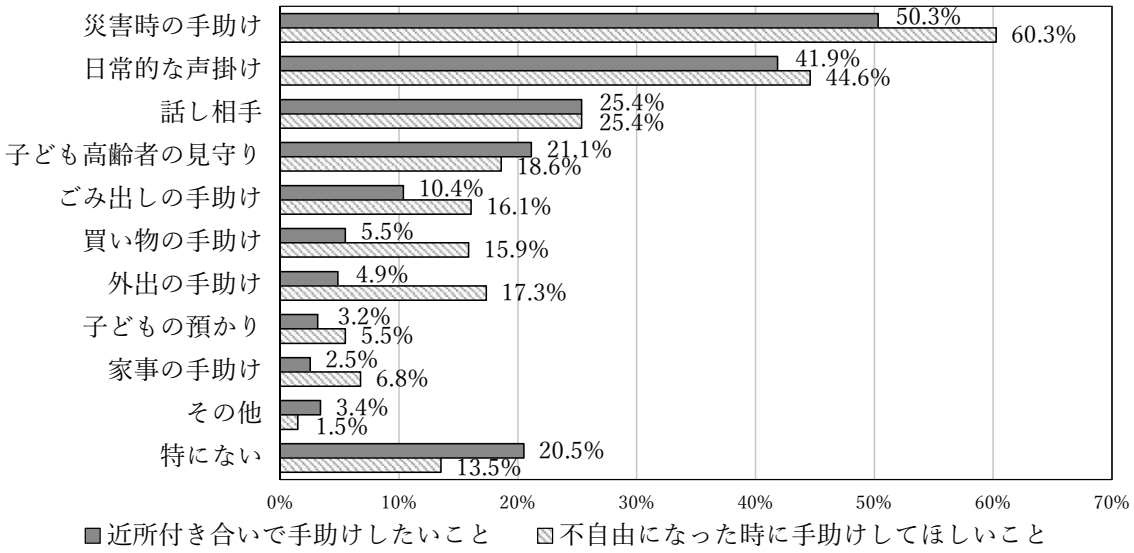

全体的に「手助けしたいこと」より「手助けしてほしいこと」が多くなっています。特に「ごみ出し」「買い物」など日常の手助けについて大きく乖離しています。

必要な人に必要なサービスが提供できるよう、ごみ出し、除排雪、買い物などの日常生活援助サービスを広く周知する取り組みが必要です。

問６　毎日の暮らしのなかで困ったり不安に思っていることは

悩みや不安の内容	割合
自分や家族の健康に関すること	61.3%
生活費など経済的なこと	37.2%
防犯や災害などに関すること	29.4%
高齢者の介護に関すること	28.5%
仕事に関すること	15.2%

悩みや不安の内容	割合
育児・子育てに関すること	9.1%
家族との関係に関すること	8.7%
近所との関係に関すること	6.1%
その他	4.9%

問６【年代別割合】毎日の暮らしのなかで困ったり不安に思っていることは

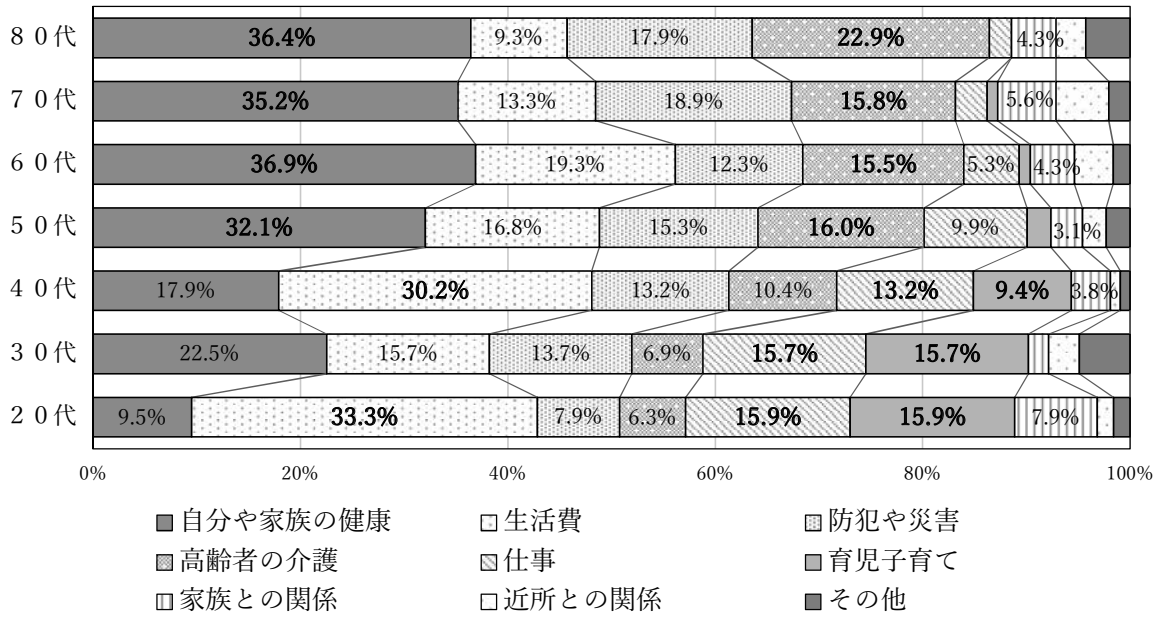

50代以上は特に「自分や家族の健康」「高齢者の介護」の割合が高く、40代以下は「生活費」「仕事」「育児子育て」の割合が高くなっています。ライフステージが変われば、暮らしの悩みや不安も変化していくことがわかります。

また、「健康」「介護」「生活費」「仕事」「育児子育て」の悩みは、長期化するほど関連性を持ち複雑化することで、より大きな悩みや不安を生み出す要因になります。このことから、暮らしに身近な相談者を増やす取り組みが必要であると捉えています。

問７　困りごとや不安を感じたときに誰に相談するか

相談相手	割　合
家族・親戚	69.6%
知人・友人	9.3%
地域包括支援センター	1.3%
隣近所の人	1.1%
民生委員・児童委員	1.1%
市役所	1.1%

相談相手	割　合
かかりつけの医師	0.6%
自治会などの役員	0.6%
ヘルパー・ケアマネジャー	0.4%
相談相手がいない	1.7%
その他	0.8%
無回答	12.4%

「家族・親戚」が69.6%と、他の相談相手に比べ、全体に占める割合が非常に多く、次に多い「知人・友人」を合わせると約８割に達します。困りごとや不安は、身近な人が相談相手になっています。

問８　地域のために、どのようなサービスや施設があれば良いか

サービスや施設	割　合
在宅介護を支えるサービスの充実	39.1%
往診可能な身近な医療機関の整備	33.8%
高齢者世帯への生活支援	31.3%
特別養護老人ホームの整備	30.2%
安心して仕事をするための保育サービスの充実	21.1%
高齢者の社会参加や生きがいづくり	20.5%
住民が気軽に集まれる場所の整備	17.3%

サービスや施設	割　合
専門家に暮らしや健康福祉について相談できる体制の整備	15.9%
乳幼児期の子育て支援	10.1%
ひとり親家庭の子育て支援	7.4%
障がい者のための施設の整備	5.7%
障がい者への生活支援	5.7%
障がい者の社会参加やなど	5.1%
自立した生活のための成年後見制度	3.2%

高齢化社会の進展に伴い「在宅介護サービスの充実」39.1%や「高齢者世帯への生活支援」31.3%など、高齢者関連の要望が上位を占めています。

高齢者になっても住み慣れた地域で自立して暮らし続けるために、本人や家族、医療機関や介護保険事業所、行政機関や地域が連携し、多様なニーズに対応した様々なサービス提供体制を構築することが必要です。

問９　地域で暮らしていくうえで大切なことは

地域で暮していくうえで大切なこと	割合
あまり人に頼らず、自分たちでできることは自分や家族でやっていくべきである	35.3%
自分たちの生活に関わることなので、できるだけ住民同士で協力すべきである	27.7%
日頃から地域のボランティア活動などを育成し、互いに頼れるしくみをつくるべきである	16.7%
地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せるべきである	0.8%
地域福祉を実施する責任は行政にあるので、行政が主体的に行うべきである	12.3%
その他	2.1%
無回答	5.1%

問９【年代別割合】地域で暮らしていくうえで大切なことは

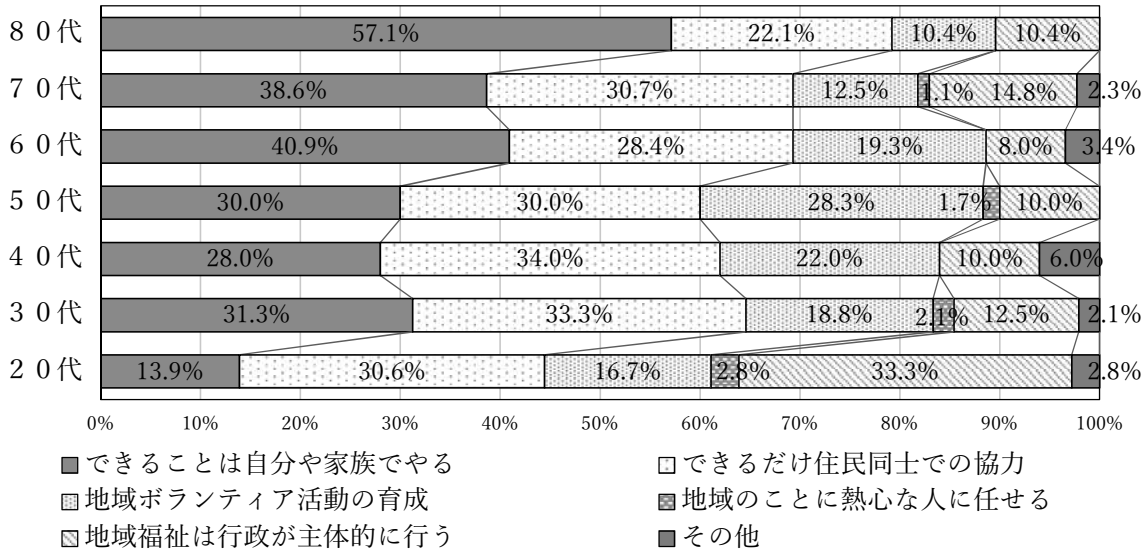

年代別に分析すると、年齢の高い層では「自助（できることは自分や家族でやる）」と「共助（できるだけ住民同士での協力）」の割合が全体の２／３以上を占めています。20代では「自助」が少なく、「公助（行政が主体的に行う）」が多くなっています。

問10　地域での活動について参加意欲について

活動の種類	ぜひ参加	都合がつけば	どちらでもない	参加したくない	参加しない	無回答
趣味や楽しみを広げる活動	11.8（15.0）	43.3（51.7）	19.0（17.5）	5.3（3.9）	9.5（3.0）	11.1（ 8.9）
知識や教養を深める活動	6.1（10.7）	37.4（43.1）	26.6（26.5）	7.8（5.5）	9.5（2.9）	12.6（11.3）
知識や経験を活かせる活動	7.4（10.9）	32.1（39.0）	27.7（31.7）	9.3（5.0）	9.5（3.5）	14.0（ 9.9）
生きがいや健康づくり	8.9（13.1）	38.1（43.6）	24.9（26.6）	4.7（4.3）	10.4（3.1）	13.0（ 9.3）
余暇時間を充実させる活動	8.2（ 9.1）	31.9（40.8）	29.6（30.0）	7.2（6.4）	9.9（2.4）	13.2（11.3）
仲間や友達をつくれる活動	8.7（17.5）	33.4（41.3）	29.0（24.1）	6.8（5.3）	9.7（2.2）	12.4（ 9.6）
御近所と協力しあえる活動	10.4（16.3）	33.2（40.6）	31.1（25.0）	5.9（6.7）	7.6（2.2）	11.8（ 9.2）
家族ぐるみの活動	6.1（15.0）	27.1（34.6）	36.8（31.3）	8.7（7.1）	7.6（2.1）	13.7（ 9.9）
地域や社会に役立つ活動	6.1（ 8.7）	33.6（43.1）	32.3（30.5）	7.4（5.1）	7.2（2.2）	13.4（10.4）
行政や地域に関わる活動	4.4（ 5.3）	26.4（34.1）	36.8（36.2）	9.7（9.6）	9.7（4.4）	13.0（10.4）

※（　）はH20調査時

H20調査時と比較すると、どの活動でも「参加」の割合が減少し、「不参加」の割合が増加していることから、地域活動への参加意欲が低下していることが読み取れます。

問11　地域の行事や活動への参加について

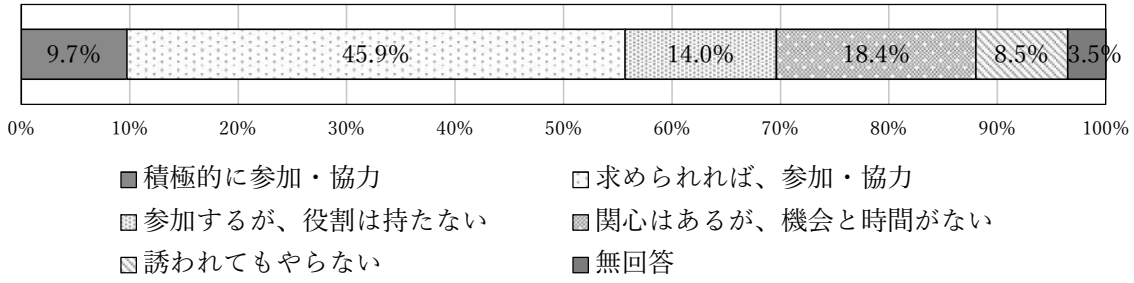

問11【年代別割合】地域の行事や活動への参加について

年　代	積極的に参加・協力	求められれば参加・協力	参加するが役割は持たない	関心はあるが機会と時間がない	誘われてもやらない
80代	10.7%（ － ）	53.3%（ － ）	13.3%（ － ）	12.0%（ － ）	10.7%（ － ）
70代	17.4%（14.6）	50.0%（56.3）	18.5%（10.4）	9.8%（15.6）	4.3%（ 3.1）
60代	15.2%（10.6）	52.2%（58.3）	14.1%（16.3）	15.2%（11.3）	3.3%（ 3.5）
50代	5.0%（ 6.1）	55.0%（69.0）	18.3%（12.2）	18.3%（10.7）	3.4%（ 2.0）
40代	6.0%（ 6.1）	52.0%（59.0）	12.0%（16.7）	14.0%（12.9）	16.0%（ 5.3）
30代	2.0%（ 7.6）	36.7%（43.5）	8.2%（16.0）	36.7%（21.4）	16.4%（11.5）
20代	0%（ 0）	16.7%（17.8）	13.9%（16.8）	52.8%（53.5）	16.6%（11.9）

※（　）はH20調査時　80代は無し

20代から40代までは「誘われてもやらない」が、16％台で推移し、H20調査と比べて増加しています。一方で、H20調査時の20代は現在30代であり、「積極的に参加」から「参加するが役割を持たない」までの合計で比較すると、34.6％から46.9％と増加しています。

このことから、地域行事や地域活動に参加する意識が、年齢の上昇に伴い高まっていることがわかります。

問12　現在どのような地域活動に参加しているか

活動の種類	割　合
清掃活動	34.9%
花見・芋煮会・祭りなど	29.4%
公民館活動	19.5%
地区運動会	17.5%
老人クラブ	11.4%
育成会・子ども会	10.6%
文化・スポーツ活動	8.7%

サービスや施設	割　合
ＰＴＡ	7.4%
ボランティア活動	6.6%
サークル活動	6.1%
消防団	3.2%
婦人会	3.2%
その他	12.7%

「清掃活動」が34.9％、「花見・芋煮会・祭など」が29.4％と高く、あらゆる年齢が、受動的に気兼ねなく参加することができる活動の割合が上位を占めています。

問13　地域活動への参加しようとした場合に支障となること

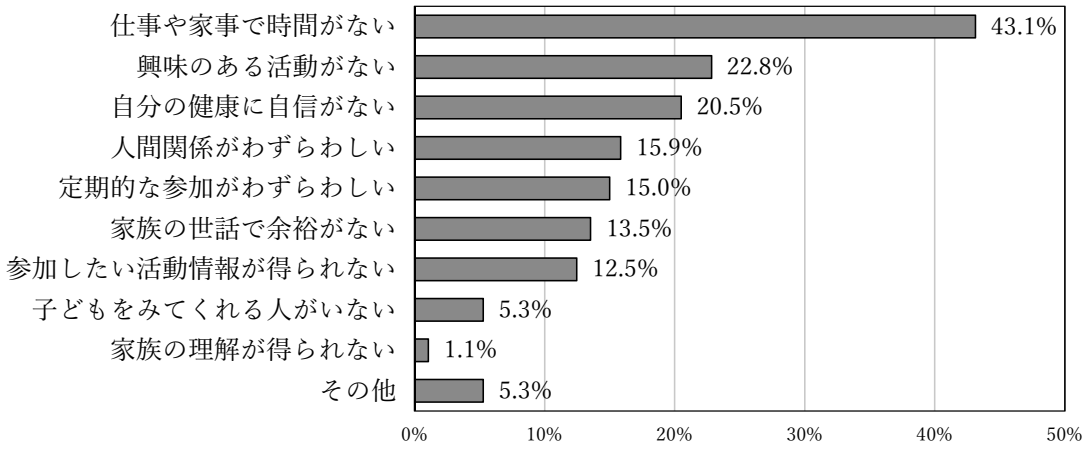

「仕事や家事で時間がない」が43.1％と非常に多くなっています。また、参加の支障となることに「人間関係がわずらわしい」を挙げる割合も高く、他者との関係性の希薄化も大きな要因であることが読み取れます。

問13【男女別】地域活動への参加しようとした場合に支障となること

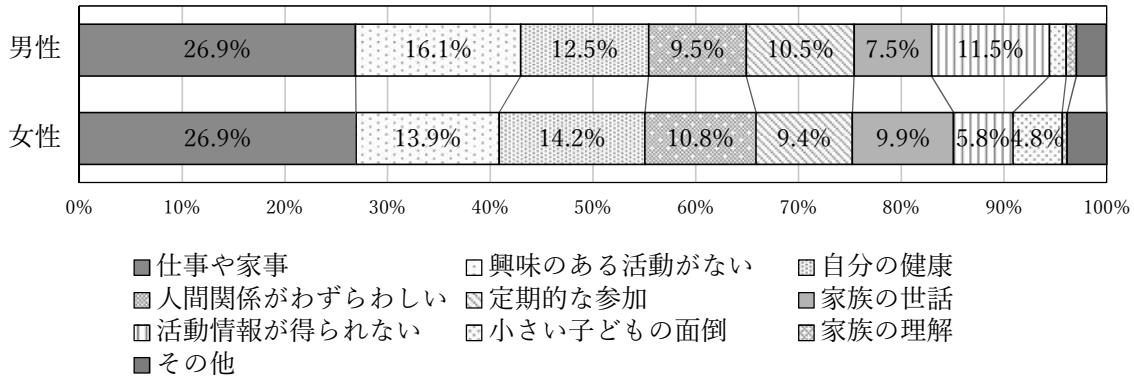

性別による支障の要因に大きな差異は見受けられませんが、「家族の世話」「小さい子どもの面倒」は女性の割合が高く、「活動情報が得られない」は男性の割合が高くなっています。

問14　地域活動の活性化のために必要な取り組みは

活性化に必要なこと	割　合
地域活動に関する情報提供	30.7%
リーダーなどの人材育成	16.7%
地域の誰もが集える場所の整備	15.4%
地域活動に対するニーズの把握	12.9%

活性化に必要なこと	割　合
地域活動に関する相談窓口の充実	9.1%
その他	4.2%
無回答	11.0%

問15　地域の支え合いのしくみづくりで大切なことは

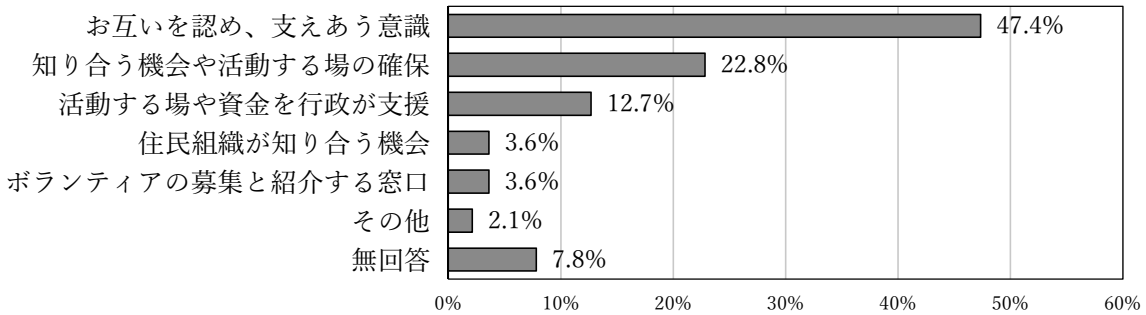

「お互いを認め、支え合う意識」と回答した割合が47.4%とにもっとも多くなっています。近所付き合いや他者との関係性の希薄化が進むなかであっても、支え合う意識は大切だと考えていることがわかります。

地域の支え合いのしくみづくりを推進するために、知り合う機会や活動の場を立ち上げる支援をする取り組みを推進します。

問16　福祉活動について参加意欲について

活動の種類	ぜひ参加	都合がつけば	どちらでもない	参加したくない	参加しない	無回答
福祉団体や活動への寄付	3.2%	26.8%	39.1%	9.9%	9.3%	11.7%
高齢者の話し相手	3.2%	26.4%	37.8%	12.1%	8.5%	12.0%
地域の見守りや声掛け運動	3.8%	33.0%	32.1%	8.9%	8.9%	13.3%
福祉イベントなどのスタッフ	1.9%	22.4%	36.4%	12.7%	12.5%	14.3%
介護、障がい、子育て相談役	1.9%	16.1%	41.0%	14.4%	12.1%	14.5%
高齢者の身の回りの世話	1.1%	15.2%	38.3%	17.3%	13.3%	14.8%
障がい者の付き添い	1.1%	12.7%	38.5%	18.4%	14.6%	14.7%
子どもの一時的な預かり	1.5%	15.6%	34.7%	16.5%	16.9%	14.8%
福祉に関するＮＰＯ活動	0.6%	14.4%	39.1%	14.2%	17.1%	14.6%

比較的簡単に実践できそうな「寄付、話し相手、声がけ」の参加意欲は高く、それ以外は、実施困難な状況が予測され、ちょっとしたサポートで相手方の負担を減らすことができる活動の種類では、「参加したくない」の割合が「参加」を上回っています。

身近な福祉の担い手の活動や住民参加に関する情報提供をすることで、福祉活動への理解と参加を促す機会づくりが重要です。

問17　健康や福祉についての情報を主にどこから入手しているか

情報の入手先	割　合
市報や市役所の窓口	64.9%
新聞・テレビなど	41.4%
友人・知人	37.0%
家族・親族	35.5%
自治会・町内会	33.2%
インターネット	21.6%

情報の入手先	割　合
地域包括支援センター	10.6%
社会福祉協議会	7.2%
民生委員・児童委員	7.0%
福祉サービスの事業所	5.1%
その他	2.5%

問18　健康や福祉について知りたい情報は

知りたい情報	割　合
健康や福祉サービスの利用方法	59.8%
介護保険のサービスや手続き	37.2%
高齢者や障がい者のサービス	33.0%
健康・生きがいづくりの学習機会	22.6%
健康づくりの催し	20.5%

知りたい情報	割　合
子育てのサービス	16.3%
高齢者や障がい者の住宅や用具	15.4%
ボランティアなどの住民活動	5.7%
成年後見制度	5.7%
その他	2.5%

知りたい情報の上位は、各種サービスの利用方法や手続きであり、特に「健康や福祉」に関連した情報の割合が上位を占めています。

問19　福祉サービス利用で不都合を感じたことは

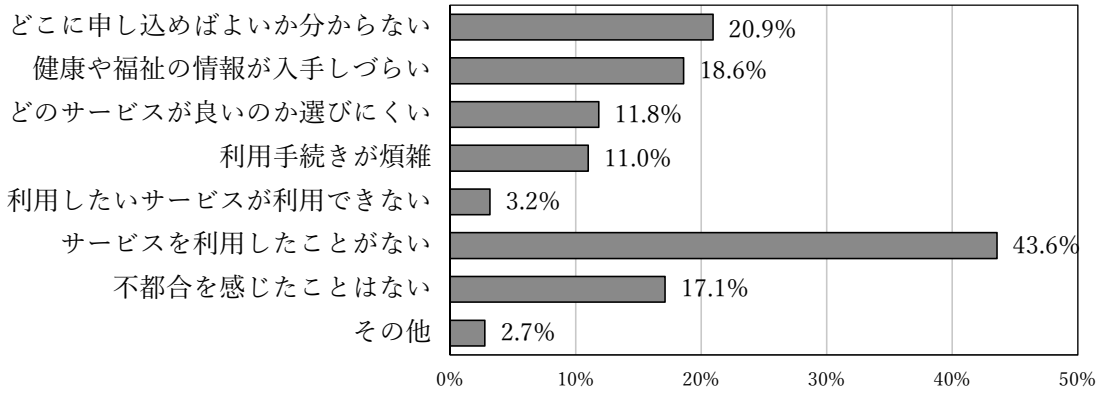

不都合を感じた要因は、「どこに申し込めばよいか分からない」「健康や福祉の情報が入手しづらい」「どのサービスが良いのか選びにくい」が上位を占めています。

多様化するニーズに対応するため、提供するサービスの種類や支援制度も多くのものがあります。今後も利用者の立場に立ち、必要な情報をわかりやすく伝えられるよう努めていく必要があります。

問20　成年後見制度を知っているか

成年後見制度は認知症や精神上の障がいによって判断能力が不十分な人に対して、本人に代わって法定代理人が金銭の管理など支援をする制度です。今後、さらに高齢化が進み、制度の利用も増えることが想定されますが、「よく知っている」が5.9%、「少し知っている」の19.3%を合わせても、全体の約１／４程度です。「まったく知らない」も27.7%と非常に多く、成年後見制度の認知度が低いことがわかります。

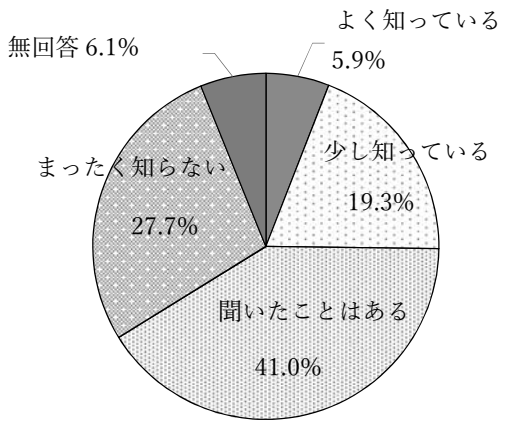

今後も、成年後見制度に関する情報発信を強化し、積極的な啓蒙活動を行う必要があります。

問20【年代別割合】成年後見制度を知っているか

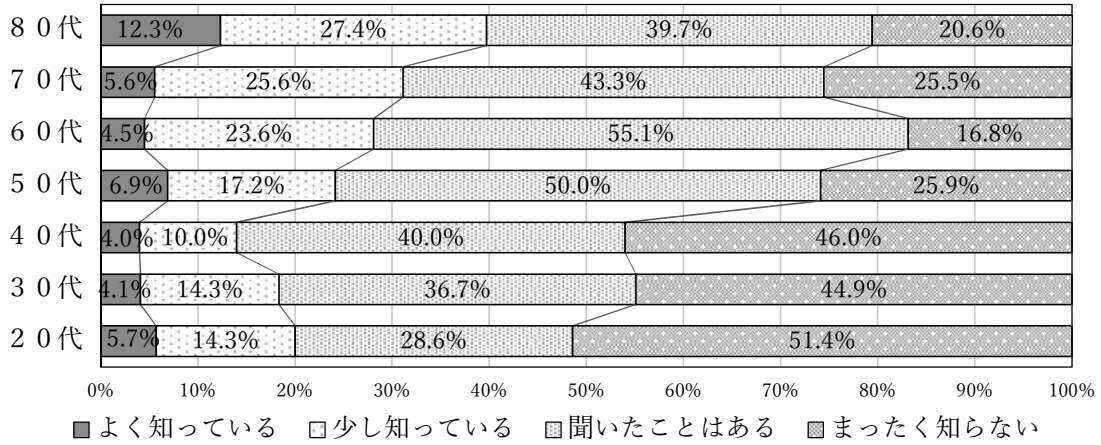

全ての年代で制度の認知度は低く、若年層で「まったく知らない」の割合が特に多いことがわかります。

問21　成年後見制度を利用したいと思うか

（問20で「よく知っている」「少し知っている」の回答者が対象）

成年後見制度について	割　合
ぜひ利用したい	21.3%
どちらかといえば利用したい	39.0%
どちらかといえば利用したくない	18.4%
利用したくない	16.9%
その他	4.4%
インターネット	21.6%

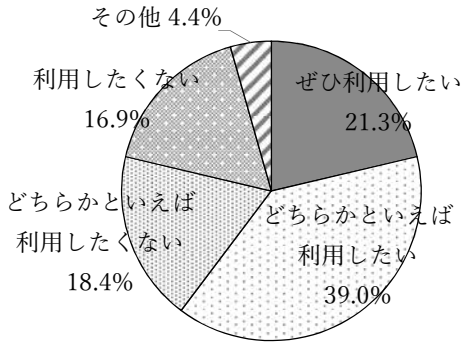

問22　後見人は誰になってもらいたいか

（問21で「ぜひ利用したい」「どちらかといえば利用したい」の回答者が対象）

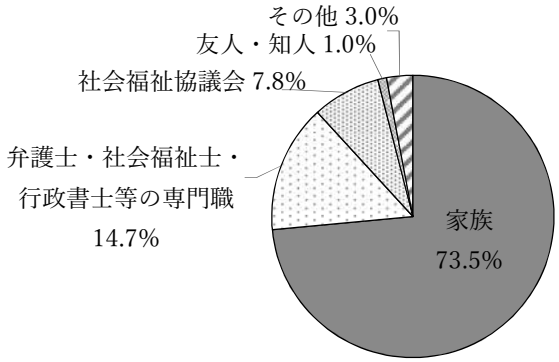

【参考】東京家庭裁判所 2018実績	割　合
親族	23.2%
親族以外	76.8%

多くの人は、家族から後見人になってほしいと考えています。しかし、実際は、判断能力が低下した人の財産や権利を守るために、家庭裁判所において、親族以外を後見人に選任するケースが多くなっています。

問23　成年後見制度を利用したくない理由は

（問21で「どちらかといえば利用したくない」「利用したくない」の回答者が対象）

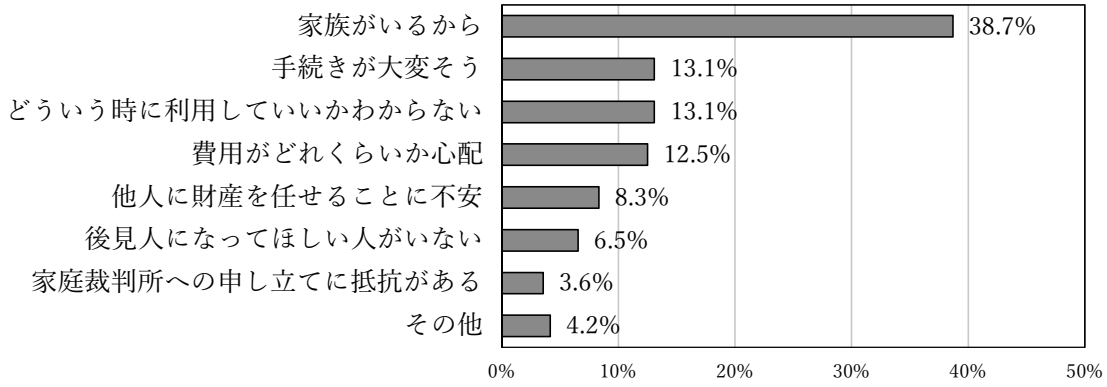

問24　大規模災害が発生した場合、避難する場所を知っているか

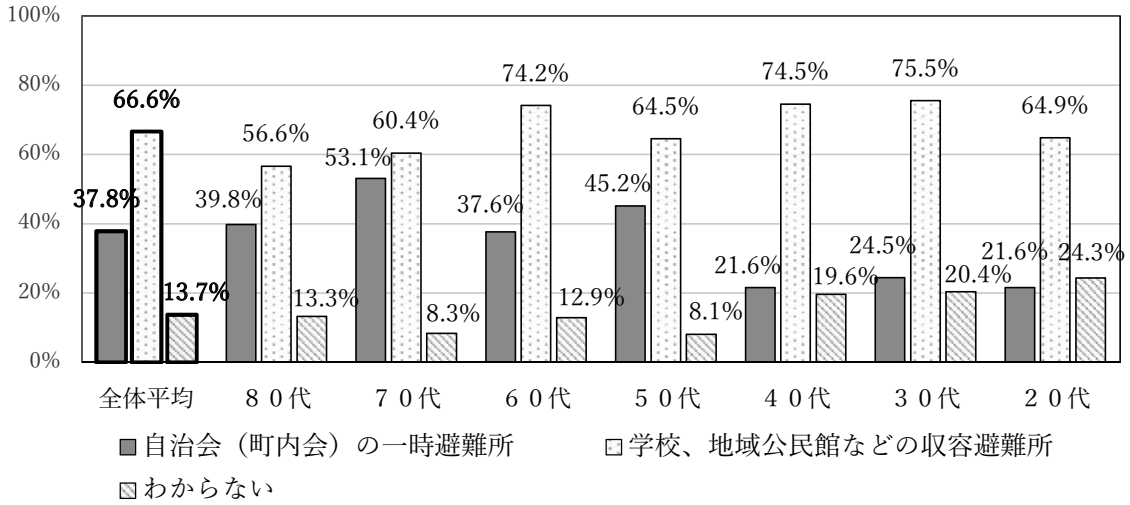

全国的に災害発生の頻度が多く、防災意識の高まりから、避難場所が「わからない」と答えた割合は低くなっています。一方で、若年層を中心に避難場所が「わからない」の割合が高くなっています。

問25　大規模災害に備えて必要なことは

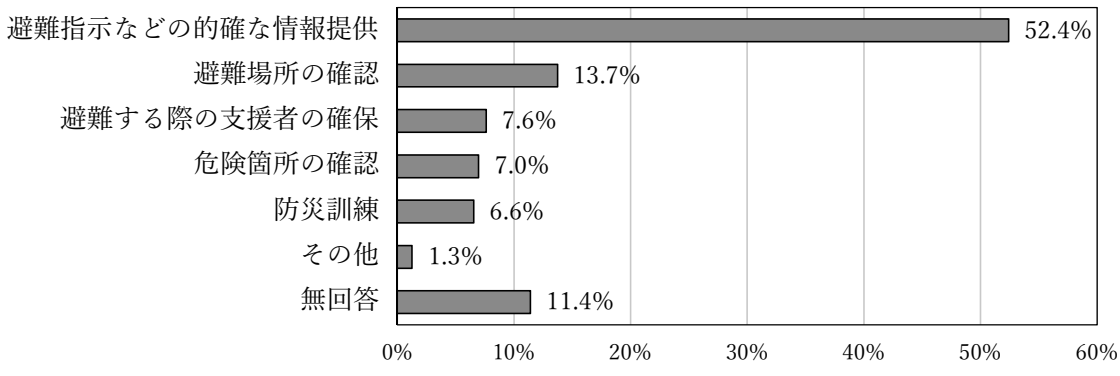

「避難指示などの的確な情報提供」が大きな割合を占めており、必要な情報が的確に提供されることが求められています。

また、情報の入手が困難な視覚・聴覚に障がいのある人や高齢者、外国人などの災害時に配慮がいる人へ、自治会、民生委員・児童委員、隣近所による声がけなどの支援体制が重要となります。

問26　安全安心なまちづくりに必要な取り組みは

必要な取り組み	割　合
広い歩道の確保や段差解消など、安全で快適な道路や歩道などの整備	27.5%
地域住民同士のつながりの強化	18.6%
ひとり暮らし高齢者などの緊急時に対応できる体制の整備	16.3%
地域における防犯活動の徹底	13.5%
高齢者や障がい者が外出するときの支援	9.7%
公共施設などにおけるバリアフリー化の推進	2.5%
その他	1.7%
無回答	10.2%

問27　東根市を住みやすいと感じているか

住みやすさ	割合	H20調査	増減
住みやすい	35.7%	30.8%	+4.9
まあ住みやすい	44.4%	45.0%	−0.6
どちらともいえない	12.5%	14.0%	−1.5
やや住みにくい	3.6%	3.9%	−0.3
住みにくい	0.6%	1.8%	−1.2
その他	0.8%	1.3%	−0.5
無回答	2.4%	3.2%	−0.8

「住みやすい」が35.7%で、H20調査と比較すると4.9ポイント増加しています。また、「住みやすい」「まあ住みやすい」を合わせると、全体の約８割を占めています。

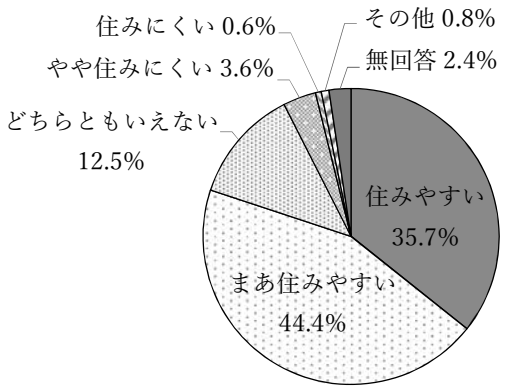

問28　それぞれの分野での満足度は

それぞれの分野	大変満足	どちらかといえば満足	普通	どちらかといえば不満足	不満足	無回答
赤ちゃんを育てられる環境	5.9%	27.5%	43.1%	4.9%	2.5%	16.1%
子どもが成長できる環境	7.4%	31.9%	39.7%	4.4%	1.3%	15.3%
青少年が健全に育つ環境	3.6%	25.6%	49.3%	4.0%	1.7%	15.8%
障がい者が暮らせる環境	1.5%	11.6%	52.2%	15.9%	2.5%	16.3%
高齢者が暮らせる環境	2.1%	15.0%	53.7%	14.4%	1.7%	13.1%
施設の整った環境	3.2%	18.2%	44.4%	15.0%	3.6%	15.6%
働き場所に恵まれた環境	2.7%	17.5%	45.9%	15.0%	4.0%	14.9%
買物や交通の利便性	7.0%	25.2%	31.3%	14.6%	8.9%	13.0%
緊急時の救急医療体制	4.4%	17.1%	43.8%	15.4%	5.9%	13.4%
防災、防犯支援や体制	1.9%	9.7%	57.5%	13.7%	2.7%	14.5%

「満足」と「不満足」を比較すると「子育て関連」の項目で満足との回答割合が多い反面、「障がい者が暮らせる環境」と「防災、防犯支援や体制」について不満足の割合が多くなっています。

障がいに対する理解を深めるために、障がい者スポーツでの交流や、防災・防犯の支援体制を強化する取り組みが必要です。

問29　東根市がこれから優先して取り込むべき施策は

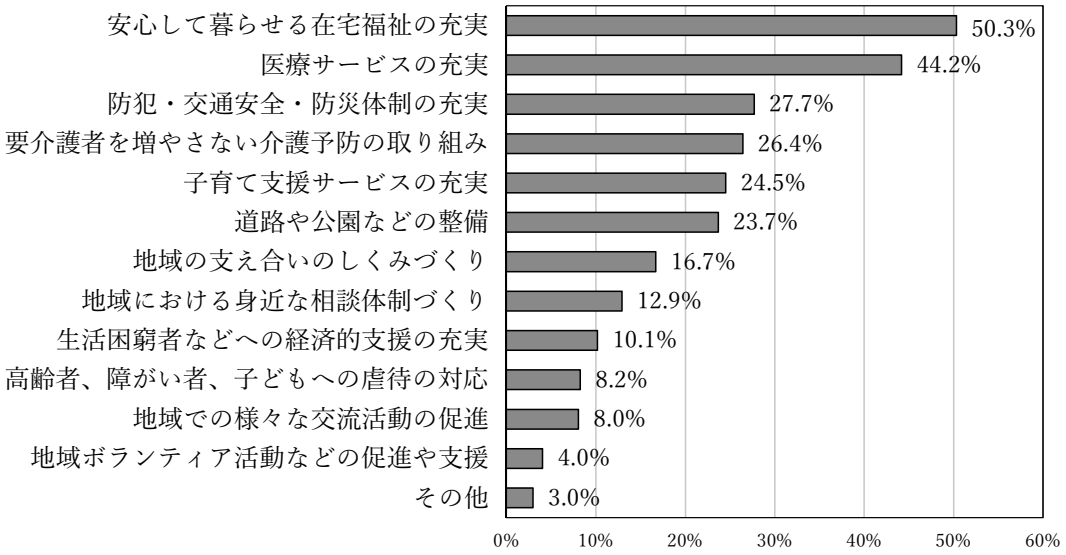

さらに進む高齢化社会において、地域で安心して心豊かに暮らしていくために、「在宅福祉の充実」や「医療サービスの充実」が特に求められています。

３　前計画の取り組みの成果

前計画で設定した目標に基づき、これまで行ってきた取り組みの成果について整理します。

【しあわせのやまびこプランの４つの目標】

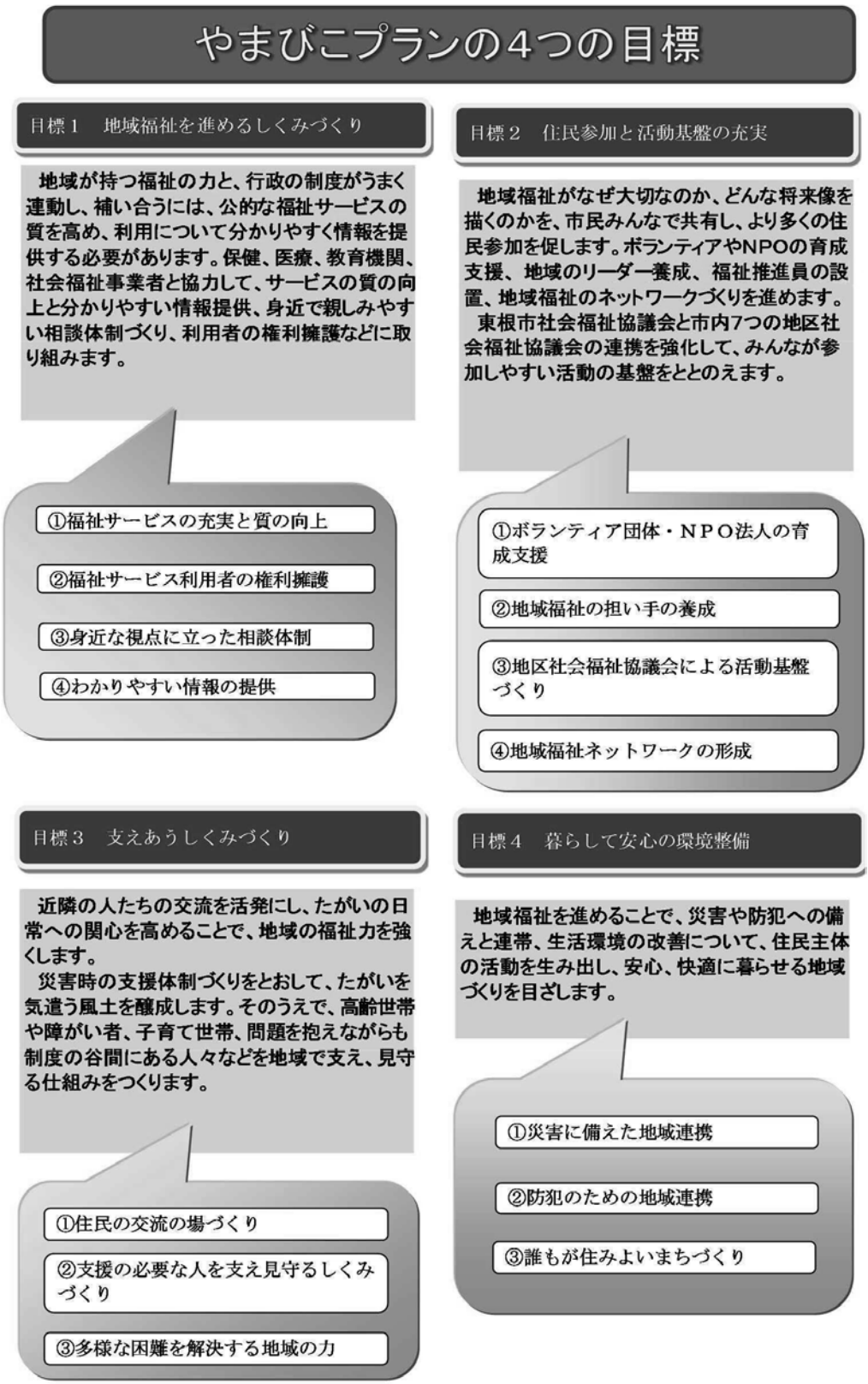

目標１　地域福祉を進めるしくみづくり

保健、医療、教育機関、サービス提供事業者と協力して、質の高い福祉サービスの向上とわかりやすい情報提供、身近で親しみやすい相談体制づくり、利用者の権利擁護、社会福祉事業の健全な発達に取り組みました。

⑴　福祉サービスの充実と質の向上

- 障がい福祉サービス事業所、自治体、社会福祉協議会で構成する「北村山地域自立支援協議会」や、介護サービス事業所、医療機関で構成する「北村山医療介護連携推進会議」の場において、情報交換を行うことで、連携体制を強化し、関係機関相互の理解を深めました。
- 定期的に東根市身体障がい者福祉会と情報交換し、必要なサービス・支援が、適切に受けることができているかなど、サービス受給者の実態把握を行い、サービスの質の向上につなげました。
- 市内に、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などを行う介護保険事業所が増加したほか、就労継続支援Ａ型事業所や児童発達支援センターなどの障がい福祉サービス事業所が市内に新設されたことにより、サービス供給体制が充実しました。
- 高齢者数の増加に伴い、地域包括支援センターを２か所に増設しました。また、新たに配置された３名の生活支援コーディネーターにより、地域のニーズと支援をマッチングする取り組みが進められ、新しい福祉ネットワークの構築が図られました。

※小規模多機能型居宅介護

中重度の要介護者となっても、在宅生活が継続できるように支援する、小規模な居住系サービスの施設。デイサービスを中心に訪問介護やショートステイを組み合わせ、在宅での生活支援や機能訓練を行うサービス。

※就労継続Ａ型事業所

障がいや難病のある人が、雇用契約を結んだうえで一定の支援がある職場で働くことができる福祉サービス。

※児童発達支援センター

地域の児童発達支援（障がいを持つ未就学児の子どもを対象として、日常生活の基本的な動作や知識、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う通所訓練）の中核的な役割を担い、障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援も行う施設。

※生活支援コーディネーター

地域において、高齢者の生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる役割。

⑵　福祉サービス利用者の権利擁護

- サービス利用者の苦情や意見は、それぞれの分野の担当部門が窓口となり、サービス提供事業所と内容について協議することで、改善につなげました。
- 必要に応じて関係機関と連携し、個別専門的な事案を解決するためのケース会議を開催し、利用者の実態に即した解決策を提示しました。
- 社会福祉協議会に事業委託し、毎月、弁護士による無料法律相談や困りごと相談を開設して、課題を解決するための支援を行いました。
- サービス提供事業所に対し、本人や家族から状況を丁寧に聞き取り、その人にあったプランが作成されているかや、サービス受給中のモニタリングを徹底しているかなどについて定期的にチェックし、利用者のためのサービスが適切に提供されるよう指導を行いました。
- 令和元年６月に「東根市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、啓発活動及び知識の普及などを推進する事業に取り組み、住民及び事業者の関心と理解を深めました。

⑶　身近な視点に立った相談体制

- 身近な相談から専門性の高いものまで、職員を積極的に研修へ派遣し専門知識の習得を図り、総合的かつ継続的に関わることができる相談体制を構築しました。
- 市内の関係機関（社会福祉協議会、地域包括支援センター、介護や障がい関連事業所など）と随時打ち合わせを行い、事案の共有と情報連携の強化に努めました。

⑷　わかりやすい情報の提供

- 福祉課に手話通訳員を配置するほか、窓口に筆談ボードを整備し対応の充実を図りました。
- 福祉に関連する各種事業の実施に際し、その都度、民生委員・児童委員や主任児童委員に対して情報提供を行い、担当地区内における情報発信や申請行為などの支援につなげました。
- 高齢者や障がい者を対象とするサービス内容をまとめた窓口配布用の冊子を作成し、わかりやすく選びやすいサービスの情報提供を行いました。

目標２　住民参加と活動基盤の充実

支え合う地域社会づくりには、住民の参加と活動基盤を強化する必要があります。そのために、ボランティアやＮＰＯ法人の育成支援、地域における福祉活動のリーダー育成、新たな人材の発掘、資質向上に取り組みました。

また、社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の連携体制を整え、住民が身近な地域の福祉活動に参加しやすい基盤づくりを進めました。

⑴　ボランティア・ＮＰＯ法人の育成支援

- 日本赤十字社山形県支部と市内の赤十字奉仕団、市が連携して「赤十字フェスタ in 東根」を開催し、イベントを通じて地域福祉活動に対する意識醸成を図りました。
- 楽しみながら地域貢献できるしくみとして、平成29年度から「高齢者ボランティアポイント事業」をスタートし、ボランティア参加へのハードルを下げ、活動する人の増加を図りました。
- 生活支援コーディネーターの活動を通して、地域住民による新しい活動領域の掘り起こし、様々な支え合い活動をつなげることで、福祉ネットワークの構築を図りました。

※高齢者ボランティアポイント事業

高齢者の積極的な社会参加を促進し、介護予防及び心身の健康の保持増進を図るため、ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、奨励金を交付する事業。

⑵　地域福祉の担い手の養成

- 地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員や主任児童委員の活動に必要な知識や技能の取得のために、各種研修会への参加を促すほか、市独自の研修などの機会を設け地域福祉力の向上に取り組みました。
- 市報をはじめ、社会福祉協議会や地域包括支援センターの広報紙を活用し、様々な福祉活動の紹介を行うことで、地域福祉活動の必要性や身近な活動への参加を促しました。
- 高齢者の身近な通いの場である地区サロン活動の担い手養成研修会を定期的に開催し、住民主体による福祉活動の推進に取り組みました。

⑶　社会福祉協議会による活動地盤づくり

- 歳末助け合い運動を通じて、社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が連携し、地域福祉課題の解決支援に取り組みました。
- 市内自治組織組織内への福祉推進員の設置促進を図るとともに福祉推進員の活動支援を行い、三者懇談会（区長、民生委員・児童委員、福祉推進員）を開催し、地区における福祉課題の情報共有と支援体制の構築に取り組みました。
- 各地区の公民館などで開催している地区サロンへ講師を派遣するなどの支援や、民生委員・児童委員などの協力を得て実施しているふれあい配食サービス事業を通して、日頃の心配ごとや見守りが必要な人の実態把握に努め、地域福祉課題の早期発見と問題解決のための支援に取り組みました。

※ふれあい配食サービス事業

一人暮らしの高齢者などを対象に、栄養バランスに配慮した弁当を月２回届け、安否確認を通して在宅生活を支援する事業。

⑷　地域福祉ネットワークの形成

- 平成22年度に創設した福祉推進員制度が定着し、区長、民生委員・児童委員と連携して地域の福祉活動を担っています。令和２年４月現在、144地区139人の福祉推進員が配置され、見守り体制が強化されました。
- 社会福祉協議会がアドバイザーとなり、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員による三者懇談会の開催を促し、地区福祉課題の情報共有することで、支援体制の構築を図りました。

目標３　支え合うしくみづくり

高齢者世帯や障がい者、子育て世帯、問題を抱える世帯など、地域の中で支援を必要とする人たちを支え・見守るしくみづくりを進めました。

⑴　住民の交流の場づくり

- 各地域公民館が主催する生涯学習活動や地域行事などを通じて世代間交流を育み、地域住民のネットワークづくりに取り組みました。
- 住民組織を中心とする多様な主体による通いの場･交流の場（各地区サロンや､ボランティア団体フラットが運営する「フラットこいな」（通所型サービスＢ）、まちねっと神町主催の「よってみっ家（か）」）など、生きがいづくりや介護予防のための活動支援に取り組みました。

※通所型サービスＢ

住民などのボランティアが主体となり通いの場を設け、体操や運動などを行う通所型の介護予防事業。

⑵　支援を必要とする人たちを支え見守るしくみづくり

- 民生委員･児童委員による日常的な見守りや、登録制の「高齢者見守りネットワーク事業」、月２回の「ふれあい配食サービス事業」など、身近な地域住民が主体となるもののほか、緊急通報機器利用料金の一部を支援する「緊急通報体制等整備事業」や、郵便配達員・新聞販売員などによる事業活動に伴った見守りなど、支援体制が充実しました。
- 平成29年度から地域包括支援センターを２箇所に増やし、増加する高齢者への対応を強化しました。

※高齢者見守りネットワーク事業

民生委員・児童委員を「老人福祉相談員」として市が委嘱し、高齢者世帯を定期的に訪問。その結果と問題点を福祉課や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関で情報を共有し、事故の未然防止と事故後の対応に活用するための見守り事業。

⑶　多様な困難を解決する地域の力

【高齢者への生活支援】

- 東根市シルバー人材センターの協力のもと「ヘルプアップ住ま居る事業」に取り組み、日常生活上の身近なサービス受給の支援や、在宅生活を安心して継続するための支援を行いました。
- 商業施設や公共施設の整備に併せて市民バスの運行経路などを見直し、また、買い物や通院、公共施設への移動のための公共交通手段を拡充することで、利便性の向上を図りました。

※ヘルプアップ住ま居る（ヘルプアップスマイル）事業

家事補助や家周辺の手入れ、軽微な修繕などのサービス利用料金の一部を市が負担し、高齢者の在宅生活を支援する事業。サービス提供は東根市シルバー人材センターが実施。

【障がい者への地域の支援】

- パラリンピアンとの交流をきっかけに、共生社会の実現に向けた取り組みを推進する「共生社会ホストタウン」に登録し、シッティングバレーボールドイツ代表チームの強化合宿やパラリンピアンによる講演会など、住民のノーマライゼーションの意識を高める機会を設けました。
- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するための相談支援事業所や就労継続支援Ａ型事業所、放課後等デイサービス事業所など、障がい福祉サービスを提供する事業所が多く設置され、住み慣れた地域で必要なサービスや支援を受けることができる環境が整いました。
- 本市独自の事業として、東根学童保育所内で「大けやき親子通園事業」を実施し、障がい児や心身の発達が気になる児童などの成長を促すとともに、その保護者が児童の個性にあった育て方を学び、子育ての困難の解消に取り組みました。

※ノーマライゼーション

障がいのある人と障がいのない人とは、お互いが特別に区別されることなく、共に社会で生活することが望ましい姿であるとする考え方。

【地域で支える子育てのしくみづくり】

- 子どもや子育て世代に直接関わる保育士、放課後児童支援員、ＮＰＯスタッフなどを対象に研修会を開催し、子育てに関する先進事例などを学ぶ機会を設け、子どもや子育て世代が抱える悩みや課題の解決に向けた実践活動の支援を行いました。
- タントクルセンターやあそびあランドを会場に、子育てママのネットワークづくりや「遊び」を通した世代間交流事業を行い、地域住民が子どもたちの成長を支え合う機会をつくりました。

• 学校安全ボランティア・ＰＴＡによる見守り活動や、防犯連絡員・子ども見守り隊・青少年健全育成団体による街頭指導の強化など、住民や地域団体による見守りを推進しました。
• 平成28年度に子育て健康課内に「子育て世代包括支援センター」を開設し、子育てに関して特に支援が必要な家庭の状況把握を行いながら「養育支援訪問事業」を充実し、子育てに関する不安の解消を図りました。

※放課後児童支援員

子どもの遊びと生活を支援し、健全育成を行うための専門資格を有する者。学童保育施設には１名以上の放課後児童支援員を配置することが義務付けられている。

※養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対し保健師などが訪問し、子どもの生活に必要な保護・監督指導を行う事業。

【制度の狭間にいる人たちへの支援】

• 民生委員・児童委員や主任児童委員の定例会や三者懇談会（区長、民生委員・児童委員、福祉推進員）に、福祉課や社会福祉協議会も積極的に参加し、地域の目で捉えた課題の共有を図ることで、課題を抱える人や公的なサービスだけでは問題を解決することができない人の早期発見につなげました。
• 既存の縦割りの枠組みにとらわれず、庁内の関係部門が横断的に連携するほか、地域包括支援センター、相談支援事業所など関係機関、住民、地域団体とも協力し、課題解決に向けて取り組みました。

目標４　暮らして安心の環境整備

生活環境を改善し、住民主体の活動を生み出し、災害や防犯へ備えることで、安心、快適に過ごせる地域づくりを目指しました。

⑴　災害に備えた地域連携

• 災害発生時に自分だけでは避難に困難を生じている人が自らの申請で登録されている「要援護者台帳」を各地区に配布し、支援者の選定や安否確認、避難方法などの協力体制について、自主防災会を中心に整備するよう図りました。
• 市内７地域を輪番制で会場として実施している市総合防災訓練は、行政機関のみならず、地域の自主防災会や各種団体・企業、地域住民の参加協力のもと実施し、有事に備えた連携体制の構築に取り組みました。

⑵　防犯のための地域連携

- 自主防犯パトロール運動である青色防犯パトロール実施団体が市内各地域に普及したことにより、巡回活動が充実し、犯罪抑止力の向上が図られました。また、青色パトロールの巡回活動は、地域内の様々な団体が連携して実施していることが多く、防犯意識のもとに地域住民の連携強化が図られました。
- 特に、高齢者を対象にした特殊詐欺事件は巧妙化が著しいため、東根市消費生活センターと連携し、民生委員・児童委員の高齢者見守り活動に際した定期的な情報提供や注意喚起を行いました。

※青色防犯パトロール

地域住民などによる自主防犯パトロール活動。青色の回転灯を装備した自動車を用いて、警察の許可のもとで行われる防犯パトロール。

⑶　誰もが住みよいまちづくり

- 生活支援コーディネーターの活動を通じて、地域の住民が互いに支え合うしくみづくりのために、地域の団体や福祉活動に携わる人の活動をつなぎ、地域住民による新しい活動領域の掘り起こしに取り組みました。
- 高齢者の増加や障がい者の社会参加に伴い、ユニバーサルデザインを基本とした公共施設の整備はもちろんのこと、既存の公共施設などのバリアフリー化に取り組み、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指しました。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、人種などに関わらず、たくさんの人々が利用しやすい製品やサービス、環境をデザインする考え方。

第３章　地域福祉推進の方向と展開

１　基本理念

昭和52年に定めた『東根市市民憲章』の条文において、「奉仕と感謝の輪を広げ　あたたかいまちをつくります」と記されています。ここには、本市が目指す「地域共生社会」の精神がすでに息づいています。

また、市政を進める基本となる『第５次東根市総合計画』においては、めざす市民像として「創造し　支え合う　心豊かな市民」を掲げ、豊かな心を持って、互いに尊重し信頼し合い、思いやりの心で支え合うことの必要性を謳っています。

少子高齢化の進行や価値観の多様化などにより、人と人のつながりが希薄化していくなかで、本市の地域福祉を推進していくためには、地域住民及び行政機関などが互いに協力し、公的な支援とあいまって、地域及び個人が抱える生活課題を解決していくための包括的な支援体制を築くことが必要です。

そのためには、社会福祉協議会や行政機関、ＮＰＯなど各種団体、福祉関係事業所、ボランティアなどの連携を強化していくことに加えて、人の困りごとに気づくこと、適切な支援へつなぐこと、各々の権利を守りながら住民同士が支え合う地域をつくること、すなわち「地域の共生力」を高めていくことが不可欠です。

また、それぞれの人が一方的に、「支え手」と「受け手」として位置づけられるのではなく、「共に生き、支え合う地域」を実現するために互いに協力しながら、自身の力を発揮していきいきと自分らしくあることも重要です。

このようなことから、本計画の基本理念を次のとおり設定します。

支え合いの声が行き交い、みんなで築く地域福祉のまち

２　基本目標

本計画の基本理念「支え合いの声が行き交い、みんなで築く地域福祉のまち」のもとで、地域福祉を推進し地域共生社会の実現を目指すために、次の４つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ　福祉サービス提供体制の強化

近年、ダブルケアや生活困窮、虐待、ひきこもりなどの複雑・多様化する地域生活課題の解決には、福祉、保健、医療、教育機関、各種サービス提供事業者、地域住民の連携が必要です。

そのためには、多様なニーズに合わせた福祉サービスの充実や質の向上、わかりやすく伝わりやすい情報の提供、利用しやすい相談窓口や伴走型支援の確保、利用者の立場に立った福祉サービス制度の推進に取り組み、支える体制の強化を図ります。

基本目標Ⅱ　地域福祉を支える人づくり

地域福祉推進の要である社会福祉協議会は、７地区の拠点となる各地区社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、民生委員・児童委員や主任児童委員、福祉推進員、地域活動団体とネットワーク化を図り、見守り活動やサロン活動、日常生活における支援活動など、それぞれの地域の実情やニーズに応じた地域福祉活動を展開しています。

このような活動の維持には、地域における担い手を継続し確保していくことが重要であり、地域福祉活動に多くの住民参加を促し、助け合いの心の醸成や地域福祉への関心を喚起することが必要です。社会福祉協議会と地域コミュニティの連携強化や地域住民、ボランティア、ＮＰＯ法人など、多様な主体による活動を促進し、参加しやすい基盤づくりに努め、地域福祉活動の担い手の育成や人材の発掘、資質の向上に取り組みます。

基本目標Ⅲ　身近に支え合うしくみづくり

地域の福祉力を高めるには、地域に様々な人が暮らしていることを知り、それぞれがお互いに理解する心を育むことが大切です。そして、お互いが相手の人格や個性を尊重し、地域で支え合いながら共に暮らすことができる社会を形成していくことが重要です。

普段から隣近所とのあいさつや交流を持ちつつ、地域の団体活動やイベント、自治会などのコミュニティに自ら参加し、多くの人と交流を深め、わかり合えるようになるために、「新しい生活様式」に沿った身近な交流の場づくりや、活動の場づくりの支援、お互いの顔が見える関係づくりに取り組みます。地域の実情や必要とするニーズの変化に対応した、地域で支え見守るしくみづくりを推進します。

基本目標Ⅳ　安全安心に暮らせる地域づくり

地域の連帯感の希薄化は、災害時や防犯の取り組みにとって大きな不安材料になります。特に、高齢者や障がい者、疾病を抱える人など、有事の際に配慮が必要な場合には、前もって実態を把握し、支援に必要な対処を事前に整えておくことが大切です。また、必要な情報を迅速、正確に伝える手段の積極的な導入を図り、市や関係機関、自主防災組織、地域住民などの情報共有と連携強化に取り組む必要があります。住民一人ひとりの防災防犯意識の醸成と災害に備えた支援体制の強化や、地域と連携した防犯対策を推進し、安全に安心して暮らすことができる誰もが住みよい地域づくりを目指します。

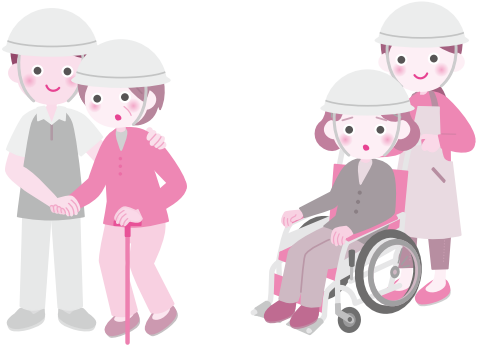

計 画 の 体 系

基本目標Ⅰ
福祉サービス
提供体制の強化

- （１）福祉サービスの充実と質の向上
- （２）わかりやすく伝わりやすい福祉情報の提供
- （３）利用しやすい相談支援体制の整備
- （４）利用者の立場に立った制度の推進

基本目標Ⅱ
地域福祉を支える
人づくり

- （１）社会福祉協議会と地域コミュニティの連携強化
- （２）多様な主体が行う福祉活動の促進
- （３）担い手の育成や人材の発掘

基本目標Ⅲ
身近に支え合う
しくみづくり

- （１）身近な交流の場や活動の場づくり
- （２）お互いの顔が見える関係づくり
- （３）地域で支え見守るしくみの促進

基本目標Ⅳ
安全安心に暮ら
せる地域づくり

- （１）災害に備えた支援体制の強化
- （２）地域と連携した防犯対策の推進
- （３）誰もが住みよい地域づくり

第4章　施策の展開

基本目標Ⅰ　福祉サービス提供体制の強化

基本施策（1）福祉サービスの充実と質の向上

【現状と課題】

私たちの身の回りでは、様々な福祉サービスが暮らしを支えるための機能を果たしています。介護保険法や障害者総合支援法などによるサービスや生活保護法のように国が定めるものもあれば、福祉タクシー事業や高齢者世帯等雪下ろし支援事業のように本市が独自に行っているものもあります。さらに、民間の福祉法人やＮＰＯ法人などがサービス提供の役割を担っているものや、最近では地域住民やボランティアが提供するサービスなど、多様な主体による福祉サービスの提供体制整備が進行しています。

少子高齢化や核家族化、地域との関わりや連帯感の希薄化が進み複雑化する地域課題に合わせて、これらの福祉サービスが機能的に提供できるよう、これまで以上にサービス提供体制の整備と関係機関の連携が求められています。

本市では、利用者に合った福祉サービスの充実と質の向上を図るため、事業者と福祉行政が情報を共有し、利用者のニーズ把握、意見の交換などを密接に行い、生活課題などの早期解決に努めています。

また、平成29年度から生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の通いの場の立ち上げ支援や地域の支え合いについての研修会・情報交換会を開催するなど、地域の困りごとを地域で解決するための活動支援を行っています。

社会福祉制度の改正や住民ニーズの変化により生まれる新たなサービス需要や、適切なサービスが必要に応じて提供できるよう、市内外の社会資源や福祉ニーズを把握し、新規参入への誘導支援を行います。なお、現在、福祉サービス提供事業所に従事する人材の確保と育成は、事業者にとって大きな課題であり、多様化する福祉サービス需要に応えるためにも重要な問題です。特に、高齢者数の増加に伴い増加する介護ニーズに対応するため、人材確保対策などへの支援を強化する必要があります。

今後も、分野横断的な多様なサービスの振興・促進、私的サービスと公的サービスとを連携させた社会福祉事業を推進します。

必要な取り組み
◉利用者ニーズやサービス提供事業者の動向把握、関係機関との情報共有に努め、福祉サービスの充実と質の向上を図ります。 ◉福祉ニーズの把握を行い、新規参入への誘導支援を行います。 ◉介護事業者や関係機関との連携を進め、人材確保、育成に向けた支援策の強化に取り組みます。 ◉多職種の連携による分野横断的な福祉サービス提供体制を充実します。

基本施策（２）わかりやすく伝わりやすい福祉情報の提供

【現状と課題】

福祉に関する情報の多くは、市や関係機関から発信されています。こうした情報が必要とする人に確実に届くことは、地域で暮らしていくうえでの安心につながります。

現在、多様なニーズに応じるために、サービスを提供する主体やサービス分類などの情報は様々な種類があります。利用者が福祉サービスを主体的に選び、安心して円滑に利用できるようにするには、福祉制度・サービスについて世代に応じたわかりやすい情報提供が必要です。

本市では、福祉サービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、サービスの選択がしやすいよう、高齢者や障がい者の各制度、サービス内容や事業者をまとめた冊子を作成し窓口で配布することで、一体的な情報の提供に努めています。

また、広報紙やホームページ、ＳＮＳなどにより、広く情報を発信するほかにも、高齢者や障がい者、在住外国人など、利用者それぞれの立場に立った情報提供手段により、わかりやすく正確な情報発信を行っていきます。

必要な取り組み
◉広報紙やホームページ、ＳＮＳなど、多様な媒体を通じて広く情報発信をすることにより、制度やサービス内容の周知を図ります。 ◉利用者の立場に立ち、それぞれに必要な情報をわかりやすく届けるための提供手段を強化します。

基本施策（３）利用しやすい相談支援体制の整備

【現状と課題】

わが国では、様々な福祉サービスが用意され、福祉行政の窓口や社会福祉協議会、民間の福祉法人などでこれを受けることができますが、生活課題や悩みを抱えていたとしても、相談という行動に移すことができる人ばかりではありません。また、複合的な生活課題を抱えた人は、どこに相談すれば良いのかわからずに戸惑っているケースも考えられます。そのため、誰もが利用しやすい体制を整える必要があります。

本市では、高齢者、障がい者、子育て世帯など、支援が必要な人に必要な情報が届き、切れ目ない相談支援を行うため、庁内各部門が横断的に連携することはもちろんのこと、専門機関とも連携し、それぞれの機関が協働し包括的に支援するための体制を構築しています。

今後は、それぞれの機関が包括的に支援し、複雑な個別課題に対応できるしくみのほか、それぞれの分野を横断した「課題や悩みをまるごと受け付ける相談窓口」の設置を目指します。

また、住民の立場に立って、適切なサービスが選択できるよう市の福祉行政を担う職員や関係機関で働く職員の資質向上にも留意し、積極的に職員を研修へ派遣するなど専門知識の習得を図っています。

必要な取り組み
◉市の福祉行政を担う職員や関連施設で働く職員の専門知識の習得に努めます。 ◉福祉情報を共有できるそれぞれの機関と連携した相談支援体制を構築します。

基本施策（４）利用者の立場に立った制度の推進

【現状と課題】

高齢者や障がい者、生活困窮や虐待などの各分野における支援制度やサービスは、必要とする人が自分に適した質の高いサービスを自らの意思で選択し利用できるようにすることが重要です。福祉サービス事業者は、常に質の高いサービスを提供できるよう、内容を定期的に点検し改善することが求められます。苦情についても、サービスを提供する関係機関と定期的な連絡協議の場を設けるなどして迅速且つ適切に処理する体制を整えていきます。

しかし、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な場合は、自己の意思によるサービスの選択や決定が困難です。共生社会の実現のためには、すべての人がどのような状況であっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、家庭裁判所が選定した成年後見人が、預貯金の解約、遺産分割の協議などの財産管理や福祉施設への入所契約など、生活全般に関する法律行為を支援する「成年後見制度」の推進が求められています。

現在、本市では、家庭裁判所への申立てを行う親族がいないなどの理由で成年後見制度の利

用が困難な高齢者や障がい者に対し、円滑な制度利用を支援するために、市長による成年後見人選任の申立てや成年後見人等報酬への助成を実施しています。

また、判断能力に不安を抱える人の福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理などの限定したサポートとして、「日常生活支援事業」があり、社会福祉協議会が提供しています。

今後、高齢化の進行により認知症高齢者の増加が予測されるなかで、成年後見制度や日常生活支援事業をはじめとする権利擁護の必要性は一層高まると見込まれます。そのためには、支援を必要とする人へしっかりつながるよう、権利擁護事業の周知・啓発に努めるほか、制度間の連携や相談機能の向上に取り組み、一体的な支援を展開することができる権利擁護体制の構築を目指します。

必要な取り組み
◉成年後見制度などの権利擁護活動の理解を広めます。 ◉法人後見資格の取得による一体的な制度利用の推進に取り組みます。 ◉権利擁護支援の中核的な役割を有する機関の設置を推進します。

基本目標Ⅱ　地域福祉を支える人づくり

基本施策（１）社会福祉協議会と地域コミュニティの連携強化

【現状と課題】

何か困りごとができたときに、いつでも相談できる場があることは問題の早期解決につながります。これは私たちが安心して地域で暮らしていくうえで非常に大切なことです。

住民にとって社会福祉協議会は地域福祉推進の要であり、身近な住民同士の仲間づくりを進める「ふれあいいきいきサロン」活動や一人暮らし高齢者等の見守り活動、学生を対象としたボランティア体験学習など、地域の実情やニーズに応じた支援を展開しています。また、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、医療介護連携センターなどの配置により、地域課題の把握に努めています。

社会福祉協議会は多様化する地域生活課題解決のため、地域住民や福祉サービス事業所などの関係機関とのネットワークを活用した調整、連携を行い、地域資源を把握するなどして、地域福祉推進のためのマネジメント能力を一層高めていくことが求められています。

生活課題を抱えた人を早い段階で発見し、支援に結びつけるためには、地域や隣近所の人も巻き込んだ地域ぐるみの取り組みが重要であり、これまで以上に社会福祉協議会と地域コミュニティとの連携強化が必要です。

必要な取り組み
◉住民、民生委員・児童委員、福祉推進員、社会福祉協議会との連携を強化します。 ◉多様なニーズに対応可能な相談体制を強化します。 ◉生活支援コーディネーターを中心に地域の課題を把握します。

基本施策（２）多様な主体が行う福祉活動の促進

【現状と課題】

地域が、従来の地域にしかない力を発揮し、誰もが安心して生活できるようにするためには、共に支え合い・助け合うしくみを築き上げていくことが必要です。これには市が果たす役割とともに、協働の観点からボランティアやＮＰＯの活動への参加など、地域住民による自発的な取り組みが重要となります。

現在、地域福祉活動には、自治会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人、社会福祉法人などの様々な団体や機関が協働して取り組んでいますが、少子高齢化が進むなかで意識的に「お互いに支え合う活動」を強化しなければ、協働のしくみを維持することが困難な状況です。誰もが地域で役割を持ち、互いに協力して地域生活課題に取り組んでいくためには、これまで以上に、

様々な主体の協働を促進するとともに、活動の場をつくっていくことが求められています。

そのようななか本市では、平成29年度から生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の実態把握を通して明らかになった地域課題の解消に向けて、地域の住民組織や関係団体と連携して、支え合い活動の推進や生活支援の充実に向けた体制づくりに取り組んでいます。

また、自治会やボランティア団体などの多様な主体が福祉活動をするにあたって、支援を求める声やボランティアの募集などの情報の収集と発信は必要不可欠です。そのため、こうした活動は、本市では社会福祉協議会の東根市ボランティア市民活動支援センターが担っています。

ボランティア活動などをしようと思っても、支援してほしいというニーズと合致しなければ活動することはできません。東根市ボランティア市民活動支援センターでは、ボランティアなどの福祉活動のニーズに対して、登録団体や登録者へニーズにあった団体などを紹介する活動を行っています。

今後も、活動とニーズが相互に結びつくよう、引き続きコーディネート機能を強化していくことが重要です。

必要な取り組み
◉地域住民などの主体が運営する高齢者サロンなどの「通いの場」を継続して支援します。 ◉ボランティアやＮＰＯなどの活動状況の把握、情報連携を図り、多様な活動母体のコーディネート機能を強化します。 ◉ボランティア養成講座、研修などによる担い手の拡充に努めます。

※数値目標

指　　標	現　在　値	令和７年度
社会福祉協議会ボランティア登録人数	1,919人 （令和２年３月末）	2,000人

基本施策（３）担い手の育成や人材の発掘

【現状と課題】

地域福祉活動はこれまでも町内会や民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会などがその中心的な役割を担ってきました。また、ボランティア団体やＮＰＯ法人など、多様な福祉活動を担う団体もありますが、より多くの人が福祉に関心を持ち、お互いを思いやり、理解を深めることで、同じ地域の住民として、共に生きる社会をつくることができます。

近年、地域の福祉活動や地域行事を行う際のリーダーや役員が高齢化してきているとともに、人材が不足しています。その背景には、共働き世帯が増え、働き盛りの若い世代は地域の活動に参加する余裕がないという現状があります。地域における支え合い・助け合う活動を推進するためには、福祉活動に係わる人材を育成する必要があります。

民生委員・児童委員の担い手不足などもあり、支え合い・助け合う活動を推進する人材の育成と確保は喫緊の課題です。様々な広報媒体を活用し、民生委員・児童委員などの地域住民に身近な福祉の担い手の活動内容についてＰＲを強化するなど、住民への理解を深める必要があります。

また、誰もが地域活動に参加することができるよう、好事例などの情報を提供し、参加機会の拡充に努め、地域や福祉の活動に取り組んでいる人の資質向上のため、活動者のニーズに合わせた研修などの機会の確保を図ることが大切です。

必要な取り組み
◉身近な福祉の担い手の活動や住民参加に関する情報の提供に努め、地域福祉活動への理解と参加を促します。 ◉地域福祉の担い手となる人々の活動を支援するために、専門的な知識や技能を学ぶための研修会などの機会を設けます。

基本目標Ⅲ　身近に支え合うしくみづくり

基本施策（１）身近な交流の場や活動の場づくり

【現状と課題】

近年、核家族化の進行や高齢者のみ世帯の増加、少子化の進展、さらには他市町村からの転入など価値観の多様化を背景に、住民同士のつながりの希薄化や地域・隣近所での助け合いなどの互助機能の低下が懸念されています。

このような状況において、地域社会を持続していくためには、子どもから高齢者、障がい者まで、世代や分野を超えて地域住民のつながりをつくり、誰もが気軽に集まることができる場が必要です。

普段から気軽に何でも相談できる場があり、頼りになる人がいるということは、孤立を防ぐなど安心できる生活につながります。また、情報交流の場、ふれあいの場となることで、共通の趣味を持つ人同士の新たなつながりも生まれ、地域の活性化が図られます。

本市では、住民組織を中心とする多様な主体による通いの場の活動支援を行っていますが、地域公民館など既存施設を利活用し、さらに幅広い世代の人が気軽に通える場がつくられていくよう、地域は次世代を育む場とする視点から、身近な交流の場や活動の場の拡充を支援していきます。

なかでも、高齢者がいきいきと暮らすための地域活動の場である「ふれあいいきいきサロン」は、住民同士の交流、仲間づくりの輪を広げることを目的とし、一人暮らしによる閉じこもりや孤独感の解消を図ります。さらには介護予防にもつながります。高齢者サロンを重点的に支援するべく、立ち上げや活動に対しての支援をしていきます。

必要な取り組み
◉地域行事などを介した世代間交流の機会づくりに努めます。 ◉サロン活動の活性化のため、支援を行います。 ◉幅広い世代の通いの場や身近な交流の場の拡充を支援します。

※数値目標

指　　標	現　在　値	令和７年度
サロン設置数	54サロン （令和２年４月）	60サロン

基本施策（２）お互いの顔が見える関係づくり

【現状と課題】

様々な課題や悩みを抱えている人がいても、現在の制度では拾いきれないニーズや制度の狭間で必要なサービスや支援を受けることができないケースがあります。

さらに、一人暮らし、あるいは家族がいても支援がなかったり、近隣住民とのつながりを絶ち地域から孤立していたり、判断能力が不十分であるために問題解決能力がないことなどから、福祉サービスが使えないケースもあります。現在、本市では、こうした問題を解決するために、高齢者見守りネットワークによる見守り以外にも、郵便局、新聞販売員による見守り、緊急通報システムでの委託事業者の見守りなど、見守りの担い手の拡充を行っています。今後、少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化により、地域社会の基盤が弱まっていくなかでこれを存続させていくためには、福祉関係者だけではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、地域で埋もれてしまっている課題を見つけることが重要です。そして、安心して暮らせる地域をつくっていくには、関係する機関や団体とのつながりを持ちながら、様々な地域課題を「他人事」ではなく「我が事」として解決していく、いわば「顔の見える関係づくり」が求められます。

「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていくには、共生社会について地域住民の意識啓発を図り、活動の中心となる人材の育成や地域の様々な情報の取得、地域活動を丸ごと支える包括的な支援体制を整えることが重要となります。

地域の多様な主体を対象に、地域課題の解決に向けた各分野との連携に関する事例の情報提供や、連携に向けた意識づくりを進め、支援を必要とする住民を早期に発見し、課題解決につなげるため、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員を中心とした地域ネットワーク体制の形成を支援します。

また、地域でのコミュニケーションづくりを促すため、公益文化施設「まなびあテラス」や社会教育・文化活動の拠点としての「東の杜」を有効に活用し、施設の強みを活かした生涯学習を展開し、人と人とのつながりを深める取り組みを進めます。そして、支える側がやがて支えられる側に回るという、「おたがいさま」の風土が醸成されるよう、機会を捉えて呼びかけていきます。

必要な取り組み
◉地域の多様な主体を対象に、地域課題の解決や各分野との連携に向けた意識づくりを進めます。 ◉区長、民生委員・児童委員、福祉推進員を中心とした地域ネットワーク体制の形成を支援します。

基本施策（3）地域で支え見守るしくみの促進

【現状と課題】

多様化する福祉課題は、行政施策のみでは支えることが困難になりつつあり、また自治会を中心とした地縁組織だけでも対応しきれないことも多くなってきました。特に一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、地縁組織の運営自体も難しくなる地域が今後増加することが考えられ、生活基盤を支える新たなしくみが必要になってきました。

本市は、第三次東根市総合計画以降、協働のまちづくりを市政の基本姿勢とし、市政運営に住民の参画を進めてきましたが、感染症の感染拡大防止策である「新しい生活様式」の浸透や行政のデジタル化を進めていくなかで、福祉課題や地域課題を解決するための住民や関係機関との協働・連携の方策を検討していく必要があります。

高齢化の進行や核家族化を背景に、全国各地で痛ましい孤独死事件が発生しているほか、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待事件も多く発生しています。こうした孤独死の未然防止や虐待の早期発見のためには、身近な地域の見守り体制がキーポイントであり、良好な近隣関係を築くことが大きな力となります。しかしながら、こうした問題は表面化しにくいことも多いため、できるだけ見守りの目を増やしていくことが有効です。

【高齢者を支え見守るしくみ】

高齢化の進行により、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、日常生活上の支援体制の充実・強化、及び多様な主体による生活支援サービスの充実、移動の利便性向上を図る交通手段の推進が求められています。

本市では、高齢者見守りネットワークによる民生委員・児童委員の見守り活動が行われています。定期的に民生委員・児童委員が訪問し、気づいたことを福祉課や地域包括支援センターと共有し、連携して必要な支援を行っています。なお、高齢者見守りネットワークに登録することで、かかりつけ医や緊急時の連絡先など、関係機関が情報の共有を図り、万が一の場合に備えた見守り体制が図られています。

また、本市に平成29年度から生活支援コーディネーターを設置し、高齢者の実態把握を通して明らかになった地域課題の解消に向けて、地域の住民組織や関係団体と連携して、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとした住民主体サービスの育成・支援に取り組んでいます。

必要な取り組み
◉公共交通機関の充実による利便性の向上や、新たな地域公共交通網の形成を目指します。 ◉ごみ出し、除排雪、買い物などの日常生活援助サービスの周知をし、内容の充実を図ります。

【障がいのある人を支え見守るしくみ】

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いにその人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる「共生社会」の実現が求められています。本市では「共生社会ホストタウン」として、パラリンピアンと交流するなど、今後もスポーツなどを通じて、障がいのある人とない人の交流の場を設け、思いやりのある心で進んで行動ができるような「心のバリアフリー」の拡充を図っていきます。

また、障がいのある人だけでなく、高齢者や子ども、妊婦や外国人など、すべての人が気軽に外出できる環境は、その人の活力を引き出すためにも重要です。こうしたすべての人が安心して快適に暮らすためには、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが必要です。特に、不特定多数の人が利用する公共施設、道路、公共交通機関などは、その必要性が高いと言えます。本市では、新しい施設などへのユニバーサルデザインの推進はもちろんのこと、計画的に既存施設や案内看板などの改修を行い、今後も必要に応じた取り組みを進めます。

今後は、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、グループホームなどの共同生活援助やサービス体制の整備、医療技術の進歩などを背景に増加傾向にある医療的ケア児を取り巻く日常生活支援の充実が求められています。

なお、障がいの種類や生活環境、生活課題も多様であるために、あらゆるケースに対応可能な体制を整えることは本市のみの福祉サービス事業所では難しいことから、広域的な自治体間連携により各種機能を有機的に組み合わせ、支援する協力体制を構築します。

必要な取り組み
◉障がいのある人の地域生活支援拠点の整備を促進します。 ◉障がいのある人と障がいのない人の交流を行い、「心のバリアフリー」を促進します。 ◉施設や看板などへのユニバーサルデザインを推進します。

【子育て世代を支え見守るしくみ】

本市では、子育て支援の拠点施設である「さくらんぼタントクルセンター」と「ひがしねあそびあランド」を中心として、子育てママのネットワークづくりや「遊び」を通した世代間交流や地域住民との交流を図り、子育て支援機能の向上と子どもたちの生きる力を育む「遊育」に取り組んでいます。また、学校と連携し、「子どもたちが声をあげれば東根市が変わる」をコンセプトにスタートした学校版環境ＩＳＯをはじめとする様々な活動を体験することで、地域福祉の原点とも言える思いやりの心を育てています。学校だけでなく、地域全体で子どもたちの成長を育む「共育」の実践を通し、みんなで子育てと教育を担っていく意識を高めます。このほか、ひとり親家庭の子どもに対しては、ボランティアの協力を得て学習支援などをすることで、居場所づくりに取り組んでいます。

これらに加え、安心して子育てをするには、妊産婦及び子育て世代の実情を継続的に把握し、必要に応じて地域の保健医療又は、福祉に関する機関との連絡調整を行い、妊娠期から出産、

子育て期にわたる切れ目のない支援の提供体制を整備することが必要です。体制を強化し切れ目ない支援を提供することで、児童虐待や子どもの貧困などの問題を未然に防ぎます。住民、地域、行政などが一体となり、子育て世代が安心して生活し、子育てを楽しむことができるよう、みんなで子育てをする意識を高めます。

このようなことを踏まえ、本市では、地域の資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点である、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。

必要な取り組み
◉地域住民や地域団体による幼児・児童見守りを推進し、みんなで子育てする意識を高めます。 ◉総合的に支援を行う子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。

【制度の狭間にいる人を支え見守るしくみ】

本市では、民生委員・児童委員、主任児童委員が毎月開催する地域単位の定例会や、区長、民生委員・児童委員、福祉推進員による三者懇談会を通し、地域課題の情報共有を行い、公的支援の受給要件を満たさない、いわゆる「制度の狭間」で悩みを抱えるケースの早期発見に努めています。

近年、全国的に、ダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時に発生する状態）や生活困窮、虐待、ひきこもりなど、複合的で多様な課題を抱える世帯が増加していると言われています。本市においても、こうした事案に関する相談が増加傾向にあるため、生活困窮者自立支援制度など既存の制度を有機的に組み合わせ、関係機関で連携し、支援を強化する必要があります。

今後、地域のつながりの推進や公的サービスの充実などにより、社会的孤立状態を早期に発見し、さらには、このような問題を抱える人々がひとりで抱え込まず、住みやすいまちにしていくために、包括的な相談・支援体制を構築していくことが求められています。併せて、福祉推進員を市内全地区の配置を目指し、よりきめ細やかな支援ができるよう努めます。

必要な取り組み
◉複合的な課題への相談支援体制を構築します。 ◉地域と福祉行政との協働により「地域のつながり」を推進します。 ◉福祉推進員の市内全地区への配置を目指します。

※数値目標

指　　標	現　在　値	令和７年度
福祉推進員の配置	144地区139人 （令和２年４月）	市内全地区（152地区）に配置

基本目標Ⅳ　安全安心に暮らせる地域づくり

基本施策（１）災害に備えた支援体制の強化

【現状と課題】

地震や豪雨、豪雪、火災などの災害発生時に、自力で避難するのが困難なために特に配慮が必要な人をいかに支援していくかは、安心して地域で暮らせる環境という視点から欠かせない大きな課題です。

本市では、高齢者や障がいのある人などが、災害時に地域の助け合いの共助を基本とした支援を円滑に受けることができるようにするため、災害時要援護者支援活動を進めてきました。対象者の個人情報の登録同意の後、災害時に配慮が必要となる人の名簿を作成し、支援活動に直接携わる地区自主防災組織や民生委員・児童委員が中心になって、情報の共有を図り、非常時の体制づくりをしています。災害時に配慮が必要な人の身体や生活環境の変化は、支援内容に影響を及ぼす恐れが高いことから、非常時のみならず日常からの声がけなど、支援体制を強化することが求められています。

一方で、要配慮者の人々も名簿に登録をしたから必ず援助があるという考え方ではなく、住民一人ひとりが「災害時には自分の身は自分で守る」と心がけることが肝心です。防災訓練などの地域活動への参加や、日頃から、自主防災組織や民生委員・児童委員をはじめとする地域の支援者、隣近所との良好な関係を保つように努力することが大切です。

また、過去の災害における復旧活動においては、いわゆる災害救援ボランティアが大きな役割を果たしてきました。本市では、社会福祉協議会がボランティアセンターを担い、災害発生時には、ボランティア情報の収集と発信、コーディネート業務などを行っています。

近年、大幅な気候変動により、いつどこで大規模な災害が起きてもおかしくない状態です。災害が大規模であるほど、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体などの関係機関の連携が重要となります。令和２年７月の記録的な豪雨の際には、指定避難所の立地や感染症対策、情報伝達など、多くの課題が浮き彫りになりました。こうした課題を踏まえ、防災に関するマニュアルを見直すとともに、必要な支援や物資が必要な人に届くよう平常時から様々な事態を想定し、迅速に対応できるよう、連携強化に努めます。

また自然災害以外にも、新型コロナウイルスのような世界規模での感染症もあります。こうした危機から住民を守るため、総合的な危機管理体制を強化していきます。

必要な取り組み
◉自主防災組織と連携して避難行動要支援者の生活状態を把握し、支援する体制づくりを進めます。 ◉地区防災力向上のため、地区防災計画の策定を推進します。 ◉自主防災組織のリーダー育成や災害ボランティアを育成します。 ◉迅速かつ的確な初動態勢確立のため、より効果的な総合防災訓練を実施し、関係機関との連携を強化します。

基本施策（２）地域と連携した防犯対策の推進

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化が進み、住民意識などの変化も伴い、家庭や地域でも共に支え合う機能が弱体化しています。近年多くなってきている、高齢者をはじめ社会的弱者を狙う振り込め詐欺や悪徳商法などの犯罪の中には、身近な相談相手や地域の関わりにより、未然に防ぐことができたであろうと思われるケースが少なくありません。

子どもの連れ去り、誘拐の防止についても、地域で見守る力が有効です。また、防犯カメラやドライブレコーダーの設置を促進することで、抑止力としての効果が期待されます。子どもたち自身も、地域と関わりを持つことで、犯罪に巻き込まれかけたときや犯罪を目撃したとき、地域の人に助けを求めることができます。

日常生活に関わる犯罪を未然に防止するためには、一人ひとりの防犯意識の醸成と、「地域の安全は地域みんなで守る」という意識を高めながら、地域における自主的な防犯活動を推進し、近隣住民、民生委員・児童委員、福祉推進員、地区社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの福祉ネットワークの連携体制を整え、関係機関と一体となった防犯体制の強化が必要です。

必要な取り組み
◉巧妙化する振り込め詐欺や悪徳商法の情報提供・相談窓口の周知を図ります。 ◉住民、民生委員・児童委員、福祉推進員、関係機関が連携し、地域で見守る体制づくりに取り組みます。

基本施策（３）誰もが住みよい地域づくり

【現状と課題】

地域で暮らす誰もが安心して生活できるようにするためには、地域の状況に応じた住民主体の地域の支え合いのしくみが必要です。不法投棄や空き家の放置は非行や犯罪、火災などの危険を増大させるおそれがあります。また、道路や水路の中には高齢者や障がい者、子どもにとって危険となる箇所もあります。

これらの地域の生活課題の改善点が住民によって洗い出され、必要に応じて行政が協力し、課題を解決すれば、住民は自分たちの住むまちづくりへの参加に手ごたえを感じることができます。福祉行政は交流の場の整備や実際の取り組みへの支援など、生活環境部門・建設部門などとの連携体制を整えます。

また、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づき、「誰もが暮らしやすいまちづくり」を推進するため、多様な人の存在を理解し、「思いやりのこころ」を持つことが必要です。しかし、依然として、性別や国籍の違い、年齢、障がいの有無などを理由にした様々な差別や、誤った知識や偏見による人権問題が存在しています。加えて、ＬＧＢＴに代表される性的マイノリティの人権など新たに取り組むべき課題もあります。こうしたことを踏まえ、子どもの頃から人権教育や人権意識の啓発などを通して、多様性と個性を認め合い、困っている人がいたら声をかける、手を差し伸べるなど「思いやりのこころ」を持った行動が自然に出るような「心のバリアフリー」を社会全体で推し進めます。

必要な取り組み
◉地域の生活課題を話し合う場づくりに取り組みます。 ◉障がい者スポーツを通した交流や研修により、障がいに対する理解を深め、心のバリアフリーを促進することで、共生社会の実現を目指します。

第５章　計画の推進に向けて

１　住民、関係機関、市の役割

⑴　住民の役割

地域福祉推進のためには、身近な地域における福祉活動がその地域住民によって担われ、市や関係機関がその地域の特性を踏まえて、住民ニーズにあった支援を行うことが大切です。

安全で安心に暮らすことができるまちづくり・地域づくりを目指すなかで、住民、関係機関、市がそれぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要です。

そのためには、住民一人ひとりが、地域福祉活動の担い手であることを認識し、地域で暮らす人たちに関心を持って積極的に関わっていくことが大切です。

地域でのつながりを強化して、地域の困りごとを「他人事」ではなく「我が事」として捉え、地域住民同士で支え合う意識を高めるとともに、市や関係機関と連携してその解決を図るよう努めることが必要です。

⑵　福祉事業者・企業の役割

福祉事業者は、高齢者、障がい者、児童などに関する様々な福祉サービスの提供者として、専門的な知識と技術をいかして大きな役割を担ってきました。

今後も利用者の立場に立った福祉サービスの提供により利用者の自立を支援するほか、サービスの質の確保、利用者の権利擁護、サービスの内容などの情報開示など、これまでにも増して福祉事業者は社会的な責任が重くなっています。更に、多様化する利用者ニーズへの対応や関係団体との連携、地域活動への参画なども求められています。

また、「技術・知識・人材・情報」など様々な資源の宝庫である企業においても、地域を構成するメンバーであり、企業が地域福祉の担い手として加わることで、共に手を携える社会福祉の実現に向けて大きな力となります。

⑶　市の役割

市は、福祉施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に推進する責務があります。

また、住民の協働の相手方として、住民が地域福祉活動を行うための基盤整備や地域活動に必要な関係機関とつながりを良くすること、多様化するニーズに対応できる相談支援体制の整備や、専門的な支援を必要とする困難事例への対応などの重要な役割を担っています。

今後も、住民ニーズや地域特性の把握を行い、地域福祉の推進に関わる住民、福祉事業者、

関係団体・機関が相互に協力し連携しながら、地域の生活課題解決のための支援が包括的に提供される体制の整備に努めます。

２　社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進するために営利を目的としない民間組織として設置されており、社会福祉法第109条において、地域福祉を推進する団体として規定されています。

社会福祉協議会は、地域で暮らす人々のほか、民生委員・児童委員や主任児童委員、福祉事業者といった社会福祉関係者、保健・医療などの関係機関の参加・協力のもと、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための様々な活動を展開しています。

また、各地域における地区社会福祉協議会の活動を支援しているほか、ボランティアの養成や活動促進に取り組んでいます。

これらのことから、社会福祉協議会は、本計画の目標を達成するための大きな役割を担うことが期待されることから、市と社会福祉協議会の連携をより一層強化していきます。

３　計画の進行管理と評価

計画の進行を管理するために定期的に進捗状況を調査します。行政側の視点のみではなく、地域・住民側の視点、福祉事業者などサービス提供者の視点、高齢者や障がい者などサービス利用者の視点、ＮＰＯ法人やボランティア団体の視点など、幅広く意見や提言を求めながら目標項目の達成度や効果を分析・評価し、適切な進行管理に努めます。

また、県施策の進行状況や社会情勢の変化を的確に捉え、計画期間中においても必要に応じた変更を講じ、住民福祉の向上や地域福祉の推進を目指します。

第6章　資　料　編

1　東根市地域福祉計画策定委員会設置要綱

東根市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る東根市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、東根市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

⑴　計画の策定に関すること。

⑵　計画に係る調査等に関すること。

⑶　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員15名以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　保健福祉関係者

⑵　地域活動団体等関係者

⑶　識見を有する者

⑷　市民の代表

（委員長等）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長をおき、委員の中から互選により選任する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

（関係者の出席）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（任期）

第７条　委員の任期は、計画を市長に報告するまでの間とし、委員会は同日をもって解散するものとする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年12月16日から施行する。

２　東根市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	所　属　団　体　等	氏　　名
1	社会福祉法人東根市社会福祉協議会	黒　沼　好　和
2	東根市民生委員児童委員協議会	工　藤　和　雄
3	東根市身体障がい者福祉会	佐　藤　保　実
4	東根市子どもクラブ育成連絡協議会	小山田　貴　幸
5	東根市区長会連絡協議会	齋　藤　幹　雄
6	東根市老人クラブ連合会	武　田　敏　夫
7	社会福祉法人東根福祉会	磯　貝　　真
8	東根市小中学校長会	長　瀬　広　幸
9	特定非営利活動法人クリエイトひがしね	伊　勢　　博
10	ボランティア団体「フラット」	元　木　幸　子
11	県家庭教育アドバイザー	笹　原　英　子
12	更生保護女性会	岡　崎　貴美代
13	日本赤十字社東根地区運営協議会	芦　野　みや子
14	生活支援コーディネーター	大　滝　志　織

３　活動事例

事例紹介１　朗読ボランティアサークルやまびこ

代表：増　川　希恵子

■設立

市報に視覚障がい者のための朗読ボランティアの募集があり、集まったのが現在のメンバーです。しばらくは市役所の管轄下で活動していましたが、ボランティアグループとして独立した方が活動しやすいのではないかということで、平成13年に朗読ボランティアサークルやまびこを立ち上げました。

■活動の内容

現在のメンバーは４名です。月１回、市報（１日号・15日号）をタントクルセンターで収録をしています。

■活動の工夫

市報を最初からずらずら読むだけではなく、聞いている人が退屈にならないよう、また、和んでもらえるように、ところどころ音楽を入れるなど工夫しています。目で見ればわかるけれど、耳で聞いただけでは意味がわからないような言葉があったときは、説明を付け加えるようにしています。あとは間違いを防ぐために、必ず２人１組で収録するようにしています。

■心がけていること

それぞれ事情があるなかでこうして活動しているので、朗読奉仕者の基礎知識にもある「あせらず、気負わず、家族や仕事を大切に細く長く続けること」という言葉を私たちのモットーにしています。

情報を正しく伝えることは当たり前ですが、気負わないように、感情を乗せる演劇読みではなく、アナウンサーのような形で淡々と読

むように心がけています。俳句など、作者の思いがあるものや人の名前については、必ず読み方を確認するなど綿密に打ち合わせをしています。

■今後の課題

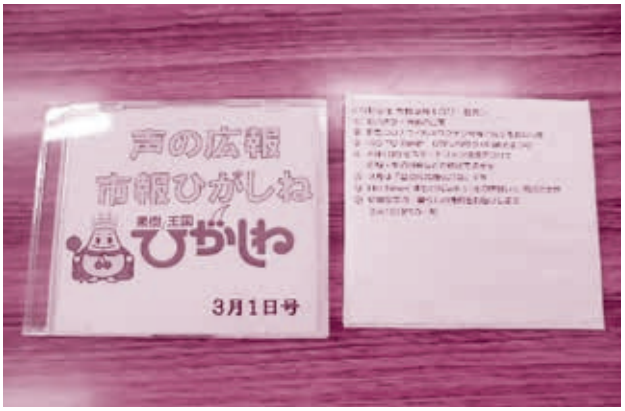

現在テープとＣＤをつくっていますが、テープの機械も廃盤になってしまったり、利用者がテープデッキを持っていなかったりすることもあるので、時代に合わせていった方がいいのかなと思うところはあります。

体を動かすボランティアではないので、長く続けられるとは思うものの、メンバーの高齢化や発声などの不安もあります。ですので、若い人がどんどん入ってきてもらえたらいいなと思っています。

事例紹介２　通いの場「フラットこいな」

代表：阿　部　美江子、元　木　幸　子

■設立

高齢者の一人暮らしが増えてきているなか、高齢者がいつまでも住み慣れた場所で暮らすには住民が主体となって運営する地域支援の拠点が必要と考えました。そこで、高齢者の閉じこもり防止･生きがいづくりのため、平成31年１月に通いの場「フラットこいな」を立ち上げました。

■活動の内容

月曜から木曜の週４回、南町公民館（東根地区）で活動しています。新型コロナウイルスの関係で現在は午前中だけの活動となっていますが、以前は昼食も準備していました。会員は39名で、最年長が96歳。70代後半の人が多いです。

頭の体操として脳トレをやるのを基本に、歌ったり百歳体操をしたりしています。リハビリは足のリハビリがメインですが、月１回は手のリハビリとして塗り絵や編み物をする

こともあります。参加者からは「他所から引っ越してきて誰もわからなかったが、ここへ来てみんなと仲良くなれてよかった。楽しみながら来ている。」との声がありました。

■活動の工夫

皆さんが楽しみだなと思うこと、興味がわくことをメニューに盛り込めればいいなと思っています。「フラットこいな」は通所型サービスＢ[1]に該当するということで、要支援の人も扱っているのですが、一人暮らしの元気な人もいらっしゃったりするので、皆さんの希望に合うメニューを提供できるのかという難しさはあります。

あとは免許返納してしまい歩いて来られないような人もいるので、送迎なども考えながら取り組んでいるところです。

■心がけていること

いつまでも住み慣れた地域で過ごせるように、そのお手伝いを少しでもできればと思っています。現在は、新型コロナウイルス対策として、健康チェック・検温は欠かさずしています。あとは参加者の人数を12名以内に制限したり、３人掛けを２人掛けにしたり、使う場所のアルコール消毒をするなど対策をとりながら活動をしています。

■今後の課題

現在のメンバーが70歳少し手前の人たちなので、自分たちの体力であったり、続けてくれる人をどうやって探すかなどという課題があります。新しい人を発掘したいのですが、最近は退職後も再任用などで働く人がいて、声をかけても断られてしまいます。

団塊の世代が後期高齢者になるということで、その人たちが社会に出て自分の体験を活かせる場所があればいいなと思いますし、生きがいを感じながら、協力してくれる人が出てきてくれるといいなというのがこちらの願いです。

1　介護予防・生活支援サービス事業のうち、住民主体による通所型サービス。要支援認定を受けた者などを対象とする。

第２次　東根市地域福祉計画
～しあわせのやまびこプラン２～
令和３年３月策定
編集・発行／山形県東根市健康福祉部福祉課
印刷・納本／中央印刷株式会社　村山支店